

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2023年1月1日
(第61期)	至	2023年12月31日

日本パワーファスニング株式会社

E01421

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	4
5. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	7
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	7
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	8
3. 事業等のリスク	10
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
5. 経営上の重要な契約等	14
6. 研究開発活動	14
第3 設備の状況	15
1. 設備投資等の概要	15
2. 主要な設備の状況	15
3. 設備の新設、除却等の計画	15
第4 提出会社の状況	16
1. 株式等の状況	16
2. 自己株式の取得等の状況	31
3. 配当政策	31
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	32
第5 経理の状況	43
1. 連結財務諸表等	44
2. 財務諸表等	76
第6 提出会社の株式事務の概要	87
第7 提出会社の参考情報	88
1. 提出会社の親会社等の情報	88
2. その他の参考情報	88
第二部 提出会社の保証会社等の情報	88

監査報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年3月29日
【事業年度】	第61期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
【会社名】	日本パワーファスニング株式会社
【英訳名】	JAPAN POWER FASTENING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安田 正利
【本店の所在の場所】	大阪府箕面市船場西1丁目8番3号
【電話番号】	(072)789-9700（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 金岡 伸郎
【最寄りの連絡場所】	大阪府箕面市船場西1丁目8番3号
【電話番号】	(072)789-9700（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 金岡 伸郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
売上高 (千円)	7,093,825	5,309,801	5,331,176	5,354,154	5,108,295
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△361,519	△231,168	167,815	14,478	△44,339
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△1,509,004	△322,022	2,138,087	40,223	△108,446
包括利益 (千円)	△1,397,344	△388,686	1,986,275	280,324	△52,395
純資産額 (千円)	1,697,525	1,308,832	3,258,875	3,459,768	3,367,645
総資産額 (千円)	8,222,034	6,864,637	8,079,852	8,001,523	7,459,478
1株当たり純資産額 (円)	104.45	80.50	205.00	217.65	211.85
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△93.00	△19.85	132.20	2.53	△6.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	105.14	2.18	—
自己資本比率 (%)	20.6	19.0	40.3	43.2	45.1
自己資本利益率 (%)	—	—	93.7	1.2	—
株価収益率 (倍)	—	—	1.0	46.6	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△857,918	342,589	368,782	△159,068	257,533
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△225,182	194,788	2,247,525	△649,511	485,588
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	815,034	△605,230	△919,957	△209,152	△119,426
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	523,767	452,866	2,224,956	1,459,762	2,121,417
従業員数 (人)	203	169	164	160	149
(外、平均臨時雇用者数)	(78)	(50)	(33)	(44)	(45)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第57期及び第58期並びに第61期については潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 第57期及び第58期並びに第61期の自己資本利益率及び株価収益率については親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第60期の期首から適用しており、第60期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
売上高 (千円)	6,620,784	5,279,223	5,325,485	5,354,154	5,108,295
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△121,409	△61,251	165,634	110,225	△113,493
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△1,233,893	△163,314	969,308	135,970	△177,599
資本金 (千円)	2,550,000	2,550,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	18,688,540	18,688,540	18,688,540	18,688,540	18,688,540
純資産額 (千円)	2,809,080	2,570,644	3,512,627	3,599,433	3,409,469
総資産額 (千円)	9,444,444	8,868,433	8,256,686	8,122,755	7,504,936
1株当たり純資産額 (円)	172.96	158.27	220.98	226.44	214.48
1株当たり配当額 (円)	—	—	5.00	2.50	—
(内1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△76.05	△10.07	59.94	8.56	△11.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	47.76	6.95	—
自己資本比率 (%)	29.7	29.0	42.5	44.3	45.4
自己資本利益率 (%)	—	—	31.9	3.8	—
株価収益率 (倍)	—	—	2.2	13.8	—
配当性向 (%)	—	—	8.3	29.2	—
従業員数 (人)	176	163	164	160	149
(外、平均臨時雇用者数)	(78)	(50)	(33)	(44)	(45)
株主総利回り (%)	119.2	104.0	108.8	100.4	91.6
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(118.1)	(126.8)	(143.0)	(139.5)	(178.9)
最高株価 (円)	212	273	192	132	140
最低株価 (円)	119	69	98	96	105

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第57期及び第58期並びに第61期については潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 第57期及び第58期並びに第61期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所（市場第二部）におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所（スタンダード市場）におけるものです。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第60期の期首から適用しており、第60期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2【沿革】

(1) 会社設立までの経緯

当社（1951年3月28日設立、本店・大阪市福島区、額面50円）は、ニスコ株式会社（1964年4月21日設立、本店・滋賀県野洲郡中主町（現 野洲市）、額面500円、以下「（旧）ニスコ株式会社」という。）の株式額面金額を変更するため、1980年3月21日を合併期日として同社を吸収合併し、同社の資産、負債及び権利義務の一切を引き継ぎました。

合併前の当社は休業状態であったため、実質上の存続会社は被合併会社である（旧）ニスコ株式会社となり、以下に記載する合併前の状況につきましては、実質上の存続会社に関するものであります。

(2) 会社の変遷

年月	経歴
1964年4月	新和工業(株)、日本発条(株)及び米国のイリノイ・ツール・ワークス社（以下ITW社という。）の3社が均等に払込み、資本金108百万円にて業界最初の日米合弁会社である日本シェークプルーフ(株)を設立、滋賀県野洲郡中主町（現 野洲市）に本店を置く。
1966年9月	ITW社と特許品「テクス」導入に関する技術援助契約が成立、このときITW社の持株比率は49%となる。
1969年9月	兵庫県豊岡市の誘致を受け、（旧）豊岡工場を建設、操業を開始。
1979年8月	ニスコ株式会社に商号変更。
1980年1月	ITW社保有の株式（持株比率24.5%）を日本発条(株)及び土肥亀雄が譲受け、日米合弁会社の形態を解消。
1980年4月	株式額面金額変更のため大阪市福島区所在のニスコ(株)に吸収合併され、同時に本店を滋賀県野洲郡中主町（現 野洲市）に移転。（合併期日 1980年3月21日）
1981年11月	大阪証券取引所市場第二部に上場。
1989年9月	兵庫県豊岡市に（新）豊岡工場が完成し、ねじの一貫生産を開始。
1991年3月	茨城県下館市（現 筑西市）に下館工場を建設、操業を開始。
1991年8月	（旧）日本パワーファスニング(株)を買収し、子会社とする。
1992年10月	（旧）日本パワーファスニング(株)を吸収合併し、商号を日本パワーファスニング(株)に変更。
1993年7月	滋賀県野洲郡中主町（現 野洲市）に近江ニスコ工業(株)を設立出資、生産関連会社とする。
1993年8月	本店の所在地を大阪府豊中市に移転。
1994年10月	中華人民共和国の蘇州富洋金属製品有限公司（後の蘇州強力五金有限公司）に出資し、子会社とする。
1996年5月	中華人民共和国に蘇州強力電鍍有限公司を設立出資し、子会社とする。
1997年5月	兵庫県豊岡市に豊岡ジェイ・ピー・エフ工業(株)を設立し、子会社とする。
1997年7月	豊岡ジェイ・ピー・エフ工業(株)に当社の豊岡工場に属する工業用ファスナー事業部門の営業を譲渡。
2002年7月	豊岡ジェイ・ピー・エフ工業(株)に当社の汎用建材部門の営業を譲渡し、商号をジェイ・ピー・エフ・ワークス(株)に変更。
2002年7月	近江ニスコ工業(株)に当社の自動車・家電等部品部門の営業を譲渡し、連結子会社とする。
2004年2月	本社事務所を大阪市に新設。
2004年7月	本店の所在地を大阪市に移転。
2007年1月	ジェイ・ピー・エフ・ワークス(株)を吸収合併。
2008年8月	中華人民共和国に蘇州強力住宅組件有限公司を設立出資し、子会社とする。
2010年12月	近江ニスコ工業(株)の当社保有株式を全部譲渡し、連結子会社でなくなる。
2013年3月	中華人民共和国香港特別行政区にJapan Power Fastening Hong Kong Limitedを設立出資し、子会社とする。（現 連結子会社）
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の市場統合に伴い、大阪証券取引所市場第二部より東京証券取引所市場第二部に指定替え。
2016年9月	蘇州強力住宅組件有限公司を蘇州強力五金有限公司に吸収合併。
2018年5月	蘇州強力電鍍有限公司の出資持分(間接所有100%)を全部譲渡し、連結子会社でなくなる。
2020年10月	本社事務所を大阪府箕面市に移転。
2021年12月	蘇州強力五金有限公司の出資持分(間接所有100%)を全部譲渡し、連結子会社でなくなる。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、スタンダード市場へ移行。

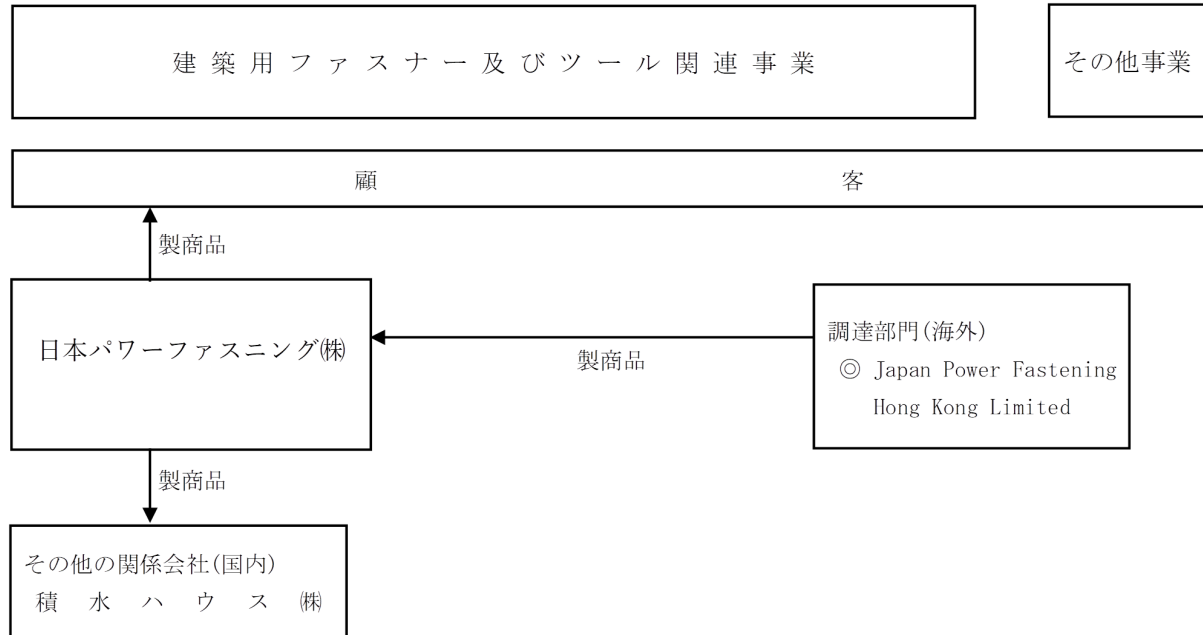
3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社3社（うち連結子会社1社）、その他の関係会社1社で構成され、その主な事業内容と主要な会社は次のとおりであります。

（１）建築用ファスナー及びツール関連事業…プレハブ住宅をはじめとする住宅用及び一般建築・土木用の締結部材（ファスナー）や締結工具（ツール）を製造販売する事業であります。
（主要な会社）当社

（２）その他事業……………不動産賃貸等の事業であります。
（主要な会社）当社

当連結会計年度末日における事業の系統図は次の通りであります。



（注）◎印 連結子会社

4 【関係会社の状況】

2023年12月31日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合（％）	関係内容
（連結子会社） Japan Power Fastening Hong Kong Limited （略称：JPF香港）	中華人民共和国 香港特別行政区	千香港ドル 96,314	建築用ファスナー及びツール関連事業	100.0	当社製品の仲介貿易 役員の兼任 1人
（その他の関係会社） 積水ハウス(株)	大阪市 北区	百万円 202,854	建物の設計、 施工、請負等 の建設業	被所有割合 24.4	当社製品の販売先

（注） 1. JPF香港は、特定子会社に該当します。
2. 積水ハウス(株)は、有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年12月31日現在

事業部門の名称	従業員数（人）	
営業部門	52	(25)
生産部門	82	(16)
管理部門	15	(4)
合計	149	(45)

- (注) 1. 従業員数欄の（ ）内は、臨時雇用者の年間平均雇用人員を外数で表示しております。
 2. セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2023年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
149(45)	44.7	16.9	4,071

事業部門の名称	従業員数（人）	
営業部門	52	(25)
生産部門	82	(16)
管理部門	15	(4)
合計	149	(45)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 従業員数欄の（ ）内は、臨時雇用者の年間平均雇用人員を外数で表示しております。
 4. セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社には、労働組合はありませんが、従業員による組織があり労使交渉に当たっております。
 なお、労使の関係は安定しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合（％） （注） 1	男性労働者の育児休業取得率（％） （注） 2	労働者の男女の賃金の差異（％） （注） 1			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
3. 4	100. 0	75. 1	77. 3	60. 5	労働者の男女の賃金の差異に関して、正規雇用労働者は、管理職の女性労働者の割合が低く且つ女性労働者の勤続年数が短いため、またパート・有期労働者は定年後に管理職を継続する嘱託社員が相対的に男性労働者に多く差異が生じておりますが、同等の職責において実質的に労働者の男女の賃金の差異はありません。

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

② 連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「伸びやかで豊かな企業人を育む環境づくりを目指し、オリジナリティ溢れる技術をベースに製品を開発し、顧客の信頼を得るとともに、社会の発展に貢献する。」という企業理念のもと、「常にユーザーの最新のニーズをキャッチし、最適設計のファスナーとツールを提供することにより、日本で最大の総合ファスニングメーカーを目指す。」ことを企業目標に掲げ、持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

売上高、営業利益、当期純利益を目標の達成状況を判断するための指標としております。

(3) 経営環境、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、前連結会計年度において事業の再構築及び徹底した経費削減により赤字脱却から2期連続黒字を達成いたしました。背景に新規住宅着工戸数の減少及び既存取引先における複数社購買への方針変更に伴う住宅向けファスナーの売上縮小や一般建築向けファスナーの売上鈍化、更に資材価格等の高騰に伴う原価増大が要因となっております。工場生産の集約化等による生産体制の再編成及び自社の原価低減努力だけでは賄いきれない資材価格等の高騰分についての販売価格への転嫁に努めてまいりましたが、道半ばの状況であり当連結会計年度中の解決には至らず赤字転落となりました。

今後の事業環境につきましては、経済正常化が進み緩やかな回復基調が想定される一方、世界的な金融引締め局面の長期化による景気減速懸念、中東情勢・ウクライナ情勢の緊迫化、中国の過剰債務問題の顕在化及び米中対立の激化等、海外経済を中心に下振れリスク要因が多く、国内においても引き続き円安や物価高等の対応が企業活動継続にあたり大きな課題となっております。当社グループの業績に深い建設・住宅業界におきましては、民間建設需要（非住宅）は堅調を維持しつつも伸びは鈍化、住宅市場は長期的な縮小傾向にあり、建築資材価格の高騰や建設業の2024年問題に伴う一層の人手不足等の対応が課題となっており、依然として厳しい状況となっております。

なお、東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、当社は2022年4月4日にスタンダード市場に移行いたしました。上場維持基準のうち流通株式時価総額について基準を満たしてはおりませんが、2024年3月29日に「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況」の提出を予定しており上場維持に努めてまいります。早期に基準を達成できるよう業績向上及び流通株式数等の改善に取り組んでまいります。

(4) 経営戦略

上記の経営環境と課題に対する認識のもと、利益確保並びに再度赤字から早期に脱却することを事業上・財務上の最優先事項として、従前の課題である一般建築市場向けの市場開拓及び新製品の開発・販売に注力し、建築分野の課題解決に貢献する締結工具（ツール）やファスナー（アンカー・ねじ類）を供給するとともに更なる経営効率の追求を目指してまいります。

なお、2019年8月より事業提携契約を締結しておりましたアドバンテッジアドバイザーズ株式会社の経営支援につきましては、プランに沿った一定の成果を達成できたものとして、契約満了の運びとなりました。

次期（2024年12月期）の連結業績見通しは、売上高5,250百万円、営業利益90百万円、経常利益90百万円、親会社株主に帰属する当期純利益70百万円を計画しております。

具体的なビジョンは、以下のとおりです。

① 企業の存続に繋げる経営の追求

企業理念に掲げる原点に立ち返り、トータルファスニングメーカーとして顧客ニーズを適切に把握・共有することで社会課題を解決し貢献できる存立基盤及び事業環境の変化に対応する経営体制を構築してまいります。

② 売上の再拡大と利益確保

資材価格等の高騰分についての販売価格への転嫁及び不採算品目の収益改善を更に推進し、利益確保に努めてまいります。また、独自の製品仕様、表面処理技術を活用し、これまでの住宅市場向け偏重から一般建築市場向けも含めた建築・土木市場全体に成長機会を求めべく事業の再構築の更なる発展に取り組み、新規顧客開拓だけではなく、既存顧客への提案販売力強化、販売アイテム数の増加により売上の再拡大を図ってまいります。

③ 生産性の向上

前事業年度より取り組んできた生産体制の再編成が大方終了し、今後生産効率のアップを図るとともに、高採算品・高付加価値品への転換や品種の統廃合を進め、原価低減に努めてまいります。

④ 開発・品質体制の強化

引き続き新製品開発・改良及び新用途の開発に注力してまいります。建築用締結工具（ツール）の分野では施工現場における省人化・省力化等の市場ニーズを重視した開発・改良を進め、建築用ファスナー（アンカー・ねじ類）の分野では更なる耐久性・施工性の高い製品の開発に努めてまいります。また、品質管理体制を強化し、顧客に安心して使用していただくために製品の性能維持に努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス及びリスク管理

当社グループは、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、「リスク管理規程」を定め、サステナビリティに関するものを含めたリスクの発生防止及び発生したリスクへの対応に係る管理体制の整備に取り組んでおります。

- ① 取締役会は、経営リスクに関する早期発見及び活発討議が行われることに努めるとともに「リスク管理規程」を定め、同規程に沿ったリスク管理体制を構築しております。
- ② 管理部門統括取締役は、取締役会が決定した「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長以下社内取締役、各部門長により構成されるリスク管理委員会を原則年4回開催します。
- ③ リスク管理委員会では、サステナビリティに関するものを含めたリスクの特定・分析・評価・防止策の決定・モニタリングを各部門と協働して行い、その結果はリスク管理委員会などを通じて各事業所の長であるリスク管理者に共有します。新たに生じたリスクに対しては、当該部門のリスク管理者が危機管理責任者である管理部門統括取締役に速やかに報告し、必要な対策を講じるとともに、重要度に応じて取締役会に報告します。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部専門家のアドバイスに基づく迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に留めるよう努めます。
- ⑤ リスク管理者は、日常からリスクに対する意識を高め、リスクの予防、軽減に努めるとともに、リスク情報があればリスク管理委員会に報告します。

(2) 戦略

当社グループは企業理念に「伸びやかで豊かな企業人を育む環境づくりを目指し、オリジナリティ溢れる技術をベースに製品を開発し、顧客の信頼を得るとともに、社会の発展に貢献する。」を掲げており、総人口の減少や少子高齢化、都市インフラの老朽化など建築市場の構造的な変化への対応等、事業活動を通じて社会の期待に応えていくことが、持続可能性（サステナビリティ）を担保し、さらに成長につながる重要な要素であると認識しております。

① 気候変動

当社グループが関連する建築業界が抱える社会課題である施工現場の省力化や建物の長寿命化（耐震・断熱等）に寄与し、また環境負荷を低減した製品を開発・提供することが会社存立の基盤としております。環境負荷の低減という点では有害物質である六価クロムを含まない当社独自の表面処理技術（クロムフリー）である「サスガード」・「エフガード」を推奨しています。製造工程においても主力工場である豊岡工場において環境マネジメントシステムISO14001を取得、太陽光発電設備を活用した地域マイクログリッド事業へ参画するなど再生エネルギーの積極活用やエネルギー消費を意識した生産効率の見直し等、環境に与える負荷の低減に取り組んでいます。なお、当社グループはTCFDに基づく開示等は行っておりませんが、Scope1、Scope2のGHG排出量につきましては、必要なデータの収集と分析の取組を加速させ今後評価・開示につきましても検討してまいります。

② 人的資本

当社グループは持続的な成長を実現するために人的資本の最大化に取り組んでおります。人材育成方針及び社内環境整備に関する方針について現在のところ定めたものではありませんが、企業理念に掲げる「伸びやかで豊かな企業人を育む環境づくり」及び社員行動規範の「既成概念にとらわれず、積極果敢に職務を遂行し、常に『挑戦と創造』を追求する」という指針のもと、従業員の目標管理・育成・自己啓発支援により会社と従業員を持続的に成長させることを目指しております。また、女性の活躍推進に向けた課題及び解決策の検討、安全衛生管理体制や健康経営などの取組を通じて、社員が心身ともに健全な状態で働きがいを感じられ且つ「自律型人材」の育成を可能とする職場環境の構築に取り組んでおります。

(イ) 健康経営の推進

当社グループでは、「従業員の健康維持・増進」と「働き方改革」のへの取組みは不可分一体であるとの認識のもと、従業員の健康管理、所定外労働時間管理の徹底を進めております。定期健康診断の結果による脳疾患・心臓疾患の発症予防のための二次健康診断と特定保健指導を医療施設と提携する仕組み及び所定労働時間外の可視化・分析、ノー残業デーの設定・運用等ワーク・ライフ・バランスの推進とともに健康管理面においても病気の発症による欠員リスクを減らし、就労の定着化を進めることにより労働環境などの向上に繋げていくことを目指しております。

(ロ) 両立支援制度を利用しやすい環境整備

従業員の育児や介護と仕事の両立支援制度を利用しやすい環境整備に向け、両立支援制度の周知・促進（出生時育児休業取得の際の特別休暇の新設等）や女性従業員の活躍の場を広げる（職域拡大）ための取組みを行っております。在宅勤務等場所にとらわれない働き方に向けての規程整備及びコロナ禍での一部導入実績を踏まえて、在宅勤務に対するネット環境の整備は一通り完了しましたが、本格的な導入に向けての課題や解決策を検討し充実をはかってまいります。

(3) 指標及び目標

当社グループの上記「(2)戦略 ②人的資本」において記載した内容に係わる指標及び目標につきましては次のとおりであります。なお、これらの指標及び目標は、当社においては、関連する指標のデータ管理や具体的な取組が行われているものの、連結グループに属する全ての会社では行われていないため、連結グループにおける記載が困難であります。このため、本項目における指標及び目標並びに実績は連結グループにおける主要な事業を営む提出会社のものを記載しております。

指標	目標	実績（当事業年度）
育児休業取得率	女性の育児休業取得率100%の維持と 男性の取得率30%以上	女性 100% 男性 100%
従業員離職率	9.8%未満	10.4%

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、事業等のリスクはこれらに限られるものではありません。

(1) 主要販売市場の動向について

当社グループの業績は主要販売分野である住宅業界及び建設業界等の市場動向の影響を大きく受けます。

当社グループといたしましては、各市場動向に対する情報収集の強化をはかり市場動向に迅速に対応するとともに、各市場でのシェア拡大に努めてまいります。

(2) 他社との競合状況について

当社グループの属する工業用ファスナー（ねじ、ばね等）分野の製造業者は国内に多数存在しており、ねじ製造業者だけで1,000社以上もあり、さらに中国・台湾等からの輸入品も多く、非常に競争の激しい業界であります。

当社グループといたしましては、独自製品の開発と価格競争力の強化等により、競合他社に対抗してまいります。

(3) 製品の品質管理について

当社グループは、製品の品質を重要視しており、主力工場においてISO9001の認証を取得する等、品質管理体制には万全を期しております。

しかしながら、当社の予測を超えた事象により製品に欠陥が生じた場合、点検や回収等に伴う費用が発生し、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 原材料の市況変動の影響について

当社グループは、原材料として主に鉄やステンレスの線材並びに帯鋼を使用しております。

鋼材価格の市況変動による影響を軽減するために、生産の合理化、調達先の多様化、製品価格への転嫁等を行っておりますが、市場価格が大幅に変動した場合には業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 中国での事業活動について

当社グループは、自社で企画した製品の一部を海外の協力工場に生産委託しており、その中でも中国の協力工場への委託の比率が高くなっております。このため、以下に掲げるリスクが発生した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

〔中国における経済動向、外交政策、地政学的リスク、法律・税制等の改定、外貨政策・環境政策の動向〕

(6) 依存度の高い販売先について

当社グループの主な販売先は、住宅メーカー、建材メーカー、工事店等であり、そのなかで売上依存度が最も高い販売先は、積水ハウス株式会社であります。

当連結会計年度における同社への売上高は1,402百万円で、当社グループ全体の売上高の27.5%を占めており、今後の同社との取引動向によっては業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 為替の変動について

当社グループは、自社で企画した製品の一部を海外の協力工場に生産委託し輸入を行っており、また、外貨建資産を保有しております。為替相場が大幅に変動した場合は業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 借入金利の変動について

当社グループは、金融機関等からの借入金にて資金調達を行っており、金利情勢が大幅に変動した場合は業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害及び感染症によるリスクについて

当社グループは、兵庫県、茨城県の工場をはじめとして国内外に事業所や協力工場等があり、その所在地において、大規模な地震等の自然災害が発生した場合に生産体制、営業活動及び原材料等の調達に支障が生じ、業績等に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症等の感染症の発生及び拡大により、原材料等の調達、生産体制の維持、製品の安定供給やサプライチェーンに支障をきたし、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。感染拡大時には、在宅勤務や時差出勤、WEB会議システムの活用など事業活動への影響の低減に努めてまいります。

(10) 情報セキュリティに関するリスクについて

当社グループは、業務効率向上のために生産管理、販売管理及び人事・会計等の情報システムを使用しており、これらの機密情報の運用管理について、情報セキュリティに関する各種規程を整備し、VPN接続、ファイアウォール及びウイルス対策ソフトの導入等により対策を講じておりますが、サイバー攻撃や不正アクセス、コンピュータウイルスの感染その他の不測の事態により機密情報の滅失、社外漏洩及び情報システムの一定期間の停止等のリスクを完全に排除できるものではなく、これらの事態が発生した場合には当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の売上高は5,108百万円（前期比4.6%減）、営業損益は125百万円の損失（前期は85百万円の利益）、経常損益は、在外連結子会社の有償減資に伴う為替換算レートの差異による為替差益の発生等により、44百万円の損失（前期は14百万円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損益は、繰延税金資産の取崩しの影響等により、108百万円の損失（前期は40百万円の利益）となりました。

なお、当社グループは建築用ファスナー及びツール関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

財政状態の概要は次のとおりであります。

当連結会計年度末における財政状態は以下のとおりです。

資産合計は前連結会計年度末に比べ542百万円減少の7,459百万円となりました。これは売掛金の減少190百万円、商品及び製品等の棚卸資産の減少436百万円が主な要因であります。

負債合計は前連結会計年度末に比べ449百万円減少の4,091百万円となりました。これは支払手形及び買掛金の減少185百万円、電子記録債務の減少165百万円及び長期借入金の減少92百万円が主な要因であります。

純資産合計は前連結会計年度末に比べ92百万円減少の3,367百万円となりました。これは親会社株主に帰属する当期純損失の計上及び配当金の支払いによる利益剰余金の減少148百万円が主な要因であります。

これらの結果、当連結会計年度の経営指標につきましては、流動比率152.5%、自己資本比率45.1%となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、期首に比べ661百万円増加の2,121百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、キャッシュ・フローは257百万円の収入（前期は159百万円の支出）となりました。これは主に売上債権の減少及び棚卸資産の減少等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、キャッシュ・フローは485百万円の収入（前期は649百万円の支出）となりました。これは主に定期預金の払戻による収入等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、キャッシュ・フローは119百万円の支出（前期は209百万円の支出）となりました。これは主に借入金の減少及び配当金の支払等によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

イ 生産実績

当連結会計年度の生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	前年同期比 (%)
建築用ファスナー及びツール関連事業 (千円)	2,405,950	73.6

(注) 1. 当社グループの報告セグメントは「建築用ファスナー及びツール関連事業」の単一セグメントであります。
2. 金額は、販売価格で表示しており、外注加工分を含んでおります。

ロ 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	前年同期比 (%)
建築用ファスナー及びツール関連事業 (千円)	2,152,188	89.9

(注) 1. 当社グループの報告セグメントは「建築用ファスナー及びツール関連事業」の単一セグメントであります。
2. 金額は、販売価格で表示しております。

ハ 受注実績

当社グループは、主に過去の販売実績及び販売見込等による見込生産を行っているため、該当事項はありません。

ニ 販売実績

当連結会計年度の販売実績を市場区分ごとに示すと、次のとおりであります。

市場区分	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	前年同期比 (%)
住宅市場 (千円)	2,377,367	92.9
一般建築市場 (千円)	2,729,788	97.7
その他 (千円)	1,140	100.0
合計 (千円)	5,108,295	95.4

(注) 1. 当社グループの報告セグメントは「建築用ファスナー及びツール関連事業」の単一セグメントであります。
2. 主な相手先の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
積水ハウス(株)	1,515,070	28.3	1,402,827	27.5

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(経営成績の分析)

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う行動制限の大幅な緩和により、経済活動の正常化が進み、個人消費やインバウンド需要などにも回復傾向が見られた一方、円安や長期化する地政学的リスクに伴うエネルギー価格の高止まりや物価の上昇、また、世界的な金融引締めによる景気の減速懸念等から、依然として先行き不透明な状況であります。

当社グループの業績に關係の深い建設・住宅業界におきましては、民間設備投資は持ち直しの動きが継続したものの、新設住宅着工戸数は減少傾向が続いており、鋼材等をはじめとする建築資材価格の高止まりや人手不足等の影響により、業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、当社は自社の原価低減努力だけでは賄いきれない資材価格等の高騰分については販売価格への転嫁に努めるとともに、提案型営業の推進やマーケティングチャネルの整備等を中心に営業体制の強化を進めました。また、工場生産の集約化等により生産体制の再編成を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、既存取引先における複数社購買への方針変更の影響等もあり、5,108百万円（前期比4.6%減）となり、営業損益は、エネルギー価格の高止まりや諸資材価格の度重なる上昇の影響及び売上高不足や在庫調整を要因とした工場稼働率の低下により原価率が上昇したこと等から、125百万円の損失（前期は85百万円の利益）となりました。経常損益は、在外連結子会社の有償減資に伴う為替換算レートの差異による為替差益の発生等により、44百万円の損失（前期は14百万円の利益）となり、親会社株主に帰属する当期純損益は、繰延税金資産の取崩しの影響等により、108百万円の損失（前期は40百万円の利益）となりました。

(財政状態の分析)

「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりです。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては次のとおりであります。

当社グループの資金需要のうち主なものは、製品製造のための費用、販売費及び一般管理費等の営業費用や、生産設備等への設備投資であります。

これらの資金需要に対応するための財源は、営業活動によるキャッシュ・フローで得られる自己資金により調達することを基本としておりますが、必要に応じて金融機関からの借入及び社債の発行等により調達していく考えであります。

③ 重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この作成にあたっては、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されている会計方針に基づき処理しております。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたり採用している重要な会計方針及び見積りは、「第5 経理の状況」「1 連結財務諸表等」「(1) 連結財務諸表」「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

④ 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況」に記載のとおりです。

当連結会計年度においては、2023年12月期の業績目標であった連結売上高5,400百万円、連結営業利益90百万円、連結経常利益90百万円、親会社株主に帰属する当期純利益70百万円に対し、実績は連結売上高5,108百万円、連結営業損失125百万円、連結経常損失44百万円、親会社株主に帰属する当期純損失108百万円となり、いずれの項目も目標を下回る結果となりました。当社といたしましては早期に赤字脱却し、目標数値達成に向けて取り組んでまいります。

(2024年度の業績目標)

連結売上高 5,250百万円

連結営業利益 90百万円

連結経常利益 90百万円

親会社株主に帰属する当期純利益 70百万円

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術援助等を受けている契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
日本パワーファスニング㈱（当社）	イリノイ・ツール・ワークス社	米国	建設用ファスナー及びツール（コンクリート市場用、スチール市場用、ウッド市場用、各ライセンス製品並びに商標）	輸入・ライセンス（製造・販売）契約	2009年1月1日から 2011年12月31日まで以後3年ごとの自動更新

(2) 事業提携契約

該当事項はありません。なお、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社との間で2019年8月7日に締結した事業提携契約につきましては、契約期間の満了に伴い、終了いたしました。

6 【研究開発活動】

当社グループは、主に建築用のファスニング製品及び締結工具の分野において、長年培ってきたファスニング技術を活かし、耐久性・施工性に優れた製品の開発や高耐食性・環境保全に貢献する表面処理技術の開発など、付加価値の高い製品の研究開発に取り組んでおります。

研究開発体制といたしましては、開発部門、営業企画部門を中心に、お客様のニーズにスピーディに対応できる体制を構築しております。

建築用締結工具（ツール）の分野におきましては、施工現場において省人化・省力化として市場ニーズに応えるべくウルトラガスツール（UG7）の作業性向上を検討し、また、溶接熟練工不足や火災予防のニーズに応えるべくガス式鉚打ち機を使った新たな施工方法の提案をゼネコンに継続して行うとともに取引先業者様との共同開発に引き続き取り組んでおります。

ファスニング製品の分野におきましても、新用途を想定したねじ固定式アンカーのアンカーネジ部のショートサイズの開発等を行っており、採用実績化に取り組んでおります。

今後もこれまで培ってきた技術をベースに、お客様のニーズにかなった製品や表面処理を含めた付加価値の高い製品の開発・改良を中心に進め、より社会に貢献できる安心・安全な製品開発に向け、当社グループの総力を挙げて積極的に取り組んでまいります。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は18,260千円であり、工業所有権出願件数は1件となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、当社において、ねじ生産設備の更新等を行いました。その結果、当社グループの設備投資額は81百万円となりました。なお、当社グループは「建築用ファスナー及びツール関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2023年12月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
豊岡工場 (兵庫県豊岡市)	生産	生産設備他	126,372	224,875	250,687 (21,318)	－	6,344	608,280	57(11)
下館工場 (茨城県筑西市)	生産	生産設備他	301,482	26,400	541,098 (30,851)	－	9,203	878,184	18(3)

(注) 1. 帳簿価額の中の「その他」は「工具、器具及び備品」であります。

2. 従業員数については、就業人員数を表示しております。また、平均臨時雇用者数を（ ）外数で表示しております。

(2) 在外子会社

主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	39,800,000
計	39,800,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年12月31日)	提出日現在発行数（株） (2024年3月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,688,540	18,688,540	東京証券取引所 スタンダード市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	18,688,540	18,688,540	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)及び転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。)は、以下のとおりであります。

(第1回新株予約権)

決議年月日	2019年8月7日
新株予約権の数(個)※	38,194
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容※	普通株式(単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)※	4,198,423(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	131(注)2、3 なお、行使価額は調整されることがある。
新株予約権の行使期間※	2019年8月23日～2024年8月23日

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、14,472円（本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額）を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に14,472円（本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額）を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項(1)記載の資本金等増加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件※	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	該当事項はありません。

※当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、14,400円（以下「出資金額」という。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とする（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。

なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。但し、下記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔b〕項又は〔c〕項に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

〔a〕 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際し、出資される財産は、14,400円とする。

〔b〕 行使価額

(1) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「行使価額」という。）は、当初144円とする（当該行使価額を、以下「当初行使価額」という。）。なお、行使価額は次項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従い調整されることがある。

(2) 2020年2月25日及び2021年2月22日（修正日）まで（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、116円をいう（但し、次項第(1)号乃至第(3)号に

定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。))。

[c] 行使価額の調整

(1) 行使価額の調整

- ① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- ② 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- イ 時価（第(2)号②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株式に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。
- ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。
但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ホ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (2) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(1)号②ホの場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある

場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(1)号②又は本項第(6)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(1)号②ホの場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

- ④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（本項第(4)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(4)号③の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価（総称して、以下「取得価額等」という。）をいう。）が、本項第(4)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後行使価額が116円を下回ることとなる場合には、116円とする。）に調整される。
- (4) 本項第(3)号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - ③ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
 - ④ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、第(1)号②ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (5) 本項第(1)号及び第(3)号の両方に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。
- (6) 本項第(1)号②及び第(4)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 前項第(2)号により行使価額の修正を行う場合、又は本項第(1)号乃至第(6)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正

後又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

[a] 本新株予約権の行使請求（以下「行使請求」という。）により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、株価が下落し、上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」[b] 項第(2)号に従い行使価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

[b] 行使価額の修正基準

2020年2月25日及び2021年2月22日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

[c] 行使価額の修正頻度

2回（2020年2月25日及び2021年2月22日に修正されることがある。）

[d] 行使価額の下限等

上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」[b] 項第(2)号に従い修正される行使価額の下限は、116円とする（但し、上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」[c] 項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

4. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、割当先との間で2019年8月7日付で締結した本引受契約において、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使について以下のとおり合意しました。なお、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を割当先に割当てる日は2019年8月23日とする。

- (1) 割当先は、2019年8月23日から2020年2月24日までの期間は、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使しない。
- (2) (1)にかかわらず、①当社の単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続で損失となった場合、②当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使できる。

また、当社は、本引受契約において、①払込期日から2024年8月23日までの間、割当先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと、②本払込期日から2024年8月23日までの間、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする、及び③割当先が②による引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分することを約束しました。

5. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

6. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

7. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）

決議年月日	2019年8月7日
新株予約権の数（個）※	49[－]
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容※	普通株式（単元株式数は100株である。）

新株予約権の目的となる株式の数（株）※	4,198,289[－]（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	131[－]（注） 2、3 なお、転換価額は調整されることがある。
新株予約権の行使期間※	2019年 8 月23日～2024年 8 月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格 本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。 2. 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (1) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件※	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権付社債は、会社法第254条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本転換社債型新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 4
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額※	1. 本転換社債型新株予約権 1 個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 2. 本転換社債型新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高（円）※	549,976,000[－]

※当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年 2 月29日）において変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[－]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本転換社債型新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本転換社債型新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1 単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた 1 円未満の端数はこれを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

〔a〕本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(1) 本転換社債型新株予約権 1 個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

(2) 本転換社債型新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

〔b〕転換価額

(1) 各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、当初144円とする（当該転換価額を、以下「当初転換価額」という。）。なお、転換価額は次項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従い調整されることがある。

(2) 2020年 2 月25日及び2021年 2 月22日（修正日）まで（当日を含む。）の 5 連続取引日の東京証券取引所

における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、116円をいう（但し、次項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

〔c〕 転換価額の調整

(1) 転換価額の調整

- ① 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- ② 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- イ 時価（第(2)号②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ホ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (2) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、本項第(1)号②ホの場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本項第(1)号②又は本項第(6)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(1)号ホの場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
 - ④ 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (3) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（本項第(4)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(4)号③の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株あたりの対価（総称して、以下「取得価額等」という。）をいう。）が、本項第(4)号において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後転換価額が116円を下回ることとなる場合には、116円とする。）に調整される。
- (4) 本項第(3)号により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後転換価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - ③ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合
調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
 - ④ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、第(1)号②ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (5) 本項第(1)号及び第(3)号の両方に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。
- (6) 本項第(1)号②及び第(4)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出

にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 前項第(2)号により転換価額の修正を行う場合、又は本項第(1)号乃至第(6)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 本転換社債型新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

[a] 本転換社債型新株予約権の行使請求（以下「行使請求」という。）により当社が交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」[b] 項第(2)号に従い転換価額が修正された場合には、本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

[b] 転換価額の修正基準

2020年2月25日及び2021年2月22日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

[c] 転換価額の修正頻度

2回（2020年2月25日及び2021年2月22日に修正されることがある。）

[d] 転換価額の下限等

上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」[b] 項第(2)号に従い修正される転換価額の下限は、116円とする（但し、上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」[c] 項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。なお、本転換社債型新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。

[e] 繰上償還条項等

本新株予約権付社債は、当社に生じた事由によるものについては、残存する本社債の全部（一部は不可）を、社債権者の選択によるものについては、その保有する本社債の全部又は一部を繰上償還されることがある。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、下記「5. 償還の方法」[b] 項第(2)号①に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の所持人に対して、当該本転換社債型新株予約権の所持人の有する本転換社債型新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記第(1)号乃至第(10)号に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本転換社債型新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本転換社債型新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本転換社債型新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本転換社債型新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」[b] 項第(2)号と同様の修正及び[c] 項第(1)号乃至第(6)号と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等

の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本転換社債型新株予約権の行使期間の満了日までとし、上記「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服する。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合
本項の規定に準じて決定する。
- (10) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本転換社債型新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

5. 償還の方法

[a] 償還金額

各社債の金額100円につき金100円

但し、繰上償還の場合は「b」項第(2)号に定める金額による。

[b] 社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債は、2024年8月23日（償還期限）にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。

(2) 繰上償還事由

① 組織再編行為による繰上償還

イ 組織再編行為（下記ニ(i)に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（下記ニ(ii)に定義する。以下同じ。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

ロ 上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（下記ハに定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

ハ 参照パリティは、以下に定めるところにより決定された値とする。

(i) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔b〕項第(1)号に定義する。以下同じ。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ii) (i)以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔c〕項に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔c〕項に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

ニ それぞれの用語の定義は以下のとおりとする。

(i) 組織再編行為

当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

(ii) 承継会社等

当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

ホ 当社は、本号①イに定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

② 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

イ 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

ロ 本号①及び②の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号①の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号②に基づく通知が行われた場合には、本号②の手続が適用される。

③ スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上

で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

④ 支配権変動事由による繰上償還

イ 本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（下記ロに定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

ロ 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の所有者（同法第27条の23第3項に基づき所有者に含まれる者を含む。）及びその共同所有者（同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。

⑤ 社債権者の選択による繰上償還

イ 本新株予約権付社債権者は、2021年8月23日（但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由（下記ロに定義する。）が生じた場合には、当該事由が生じた日）以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

ロ 「財務制限条項抵触事由」とは、当社の各事業年度に係る単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続して損失となった場合、又は、当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合をいう。

⑥ 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

イ 本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（下記ロに定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

ロ 「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

〔c〕 買入消却

(1) 当社及びその子会社（下記第(3)号に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

(2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本転換社債型新株予約権は消滅する。

(3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

6. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、割当先との間で2019年8月7日付で締結した本引受契約において、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使について以下のとおり合意しました。なお、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を割当先に割当てる日は2019年8月23日とする。

(1) 割当先は、2019年8月23日から2020年2月24日までの期間は、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権

を行使しない。

- (2) (1)にかかわらず、①当社の単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続で損失となった場合、②当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使できる。

また、当社は、本引受契約において、①払込期日から2024年8月23日までの間、割当先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと、②本払込期日から2024年8月23日までの間、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする、及び③割当先が②による引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分することを約束しました。

7. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

8. 当社の株券の賃借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

9. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2023年10月1日から 2023年12月31日まで)	第61期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数（株）	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額（千円）	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（千円）	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2020年5月8日 (注1)	—	18,688,540	—	2,550,000	△650,000	—
2021年12月3日 (注2)	—	18,688,540	△2,450,000	100,000	—	—

(注) 1. 資本準備金の減少は、2020年3月26日開催の第57期定時株主総会において、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分についての決議を受け、資本準備金650,000千円を減少し、同額をその他資本剰余金に振替えたことによるものであります。

2. 資本金の減少は、2021年10月27日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少についての決議を受け、資本金2,450,000千円を減少し、同額をその他資本剰余金に振替えたことによるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2023年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	3	17	46	15	15	3,153	3,249	－
所有株式数（単元）	－	16,757	6,203	57,451	1,279	15,165	89,874	186,729	15,640
所有株式数の割合（％）	－	8.97	3.32	30.77	0.68	8.12	48.13	100	－

(注) 1. 自己株式2,805,400株は、「個人その他」の欄に28,054単元を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1-88	3,877	24.41
土肥雄治	中華人民共和国香港特别行政区	1,504	9.47
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	東京都中央区日本橋1丁目4-1	1,000	6.30
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	766	4.83
株式会社池田泉州銀行	大阪市北区茶屋町18-14	762	4.80
土肥智雄	大阪府豊中市	696	4.38
石原勝	新潟県佐渡市	245	1.54
酒井一	愛知県春日井市	243	1.54
株式会社オーアンドケー	大阪府東大阪市東山町12-25	188	1.19
株式会社エマナック	大阪府守口市南寺方東通4丁目24-8	185	1.17
計	—	9,470	59.62

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,805,400	—	単元株式数 100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 15,867,500	158,675	同上
単元未満株式	普通株式 15,640	—	一単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	18,688,540	—	—
総株主の議決権	—	158,675	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株 (議決権10個) 含まれております。

② 【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本パワーファスニング株式会社	大阪府箕面市船場西1丁目8番3号	2,805,400	—	2,805,400	15.01
計	—	2,805,400	—	2,805,400	15.01

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	165	19,030
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による取得株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	2,805,400	—	2,805,400	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による取得株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識し、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りつつ、業績に応じた安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、財務体質の改善に資する負債の返済、生産設備の更新・増強や成長分野への投資等に充当し、事業の拡大に努めてまいります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当につきましては、当事業年度において多額の損失を計上したことに加え、当社をとりまく環境も依然として厳しい状況を鑑み、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただくことになりました。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会から必要とされる企業として持続的な成長と長期的な企業価値の向上を図ること、並びに経営の意思決定の透明性・公平性を確保しつつ迅速で効率的かつ健全な企業経営を行うことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。遵法精神と企業倫理の徹底、株主をはじめとするステークホルダーとの協調、経営体制並びに内部統制システムの整備・強化、適切な情報開示と透明性の確保に向け、ステークホルダーからの要請や社会動向等を踏まえつつ、適宜必要な施策を実施してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社としてのコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより監査・監督の実効性を向上させ、取締役会の監督機能を一層強化することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としたものであります。

会社の主要な機関は以下のとおりであります。

イ 取締役会

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち社外取締役0名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、経営の基本方針、事業計画、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、当社グループの業務執行を厳正に監督しております。取締役会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。

なお、重要な業務執行の決定については、当社定款において、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部について取締役に委任することができる旨の規定を設けておりますが、当面は取締役会での審議・決定を原則とし、取締役会付議基準の適切な見直しを通じて、取締役会における審議の充実化、監督機能の強化を目指してまいります。

<取締役会の構成>

役名	氏名	社外取締役
代表取締役会長	土肥 雄治	-
代表取締役社長	安田 正利	-
常務取締役	藤井 宏二	-
取締役	高木 茂幸	-
取締役	鈴木 昭洋	-
取締役 常勤監査等委員	馬場 朋次	-
取締役 監査等委員	加藤 弘之	○
取締役 監査等委員	横山 美帆	○

ロ 監査等委員・監査等委員会

監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成され、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。監査等委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況の報告を受けるとともに、代表取締役をはじめ業務執行を担う取締役や会計監査人との意見交換を実施しております。また、常勤の監査等委員が製販会議やリスク管理委員会等の重要な会議に出席するほか、内部監査部門と連携して工場・事業所等への往査を実施し、実効性のある監査・監督を行っております。

<監査等委員会の構成>

役名	氏名	社外取締役
取締役 常勤監査等委員	馬場 朋次	-
取締役 監査等委員	加藤 弘之	○
取締役 監査等委員	横山 美帆	○

ハ 製販会議

製販会議は、業務執行取締役である代表取締役2名、技術・生産、営業、管理の各部門を管掌する担当取締役3名及び各部門の幹部で構成され、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。製販会議は、取締役会で決定された経営方針や利益計画の業務への落とし込みと進捗状況のチェック等を行っております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、2006年5月の取締役会で決定された「内部統制システム構築の基本方針」（2015年5月8日及び2016年3月29日開催の取締役会において一部改訂）に則り、法令遵守、情報管理並びにリスク管理についてそれぞれの体制強化を図っており、その運用及び進捗状況について定期的に取締役会へ報告しております。また、職務分掌規程等において、それぞれの組織の責任と権限を明確にする等の業務手続きを定めるとともに、内部監査部門による内部監査等によりその適正性を担保しております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備につきましては、「関係会社管理規程」に基づき、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にして、その執行状況をモニタリングし、経営管理体制全般を整備・統括しております。また、当社の取締役が子会社の役員を兼務することで、管理・監督する体制としております。内部監査部門は、子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告するなど、早期の問題事案の把握に努めております。

これらのほか、弁護士事務所、銀行系の総合研究所及び社会保険労務士事務所と契約を結び、法律問題を含む業務上の諸問題に関して助言と指導を適宜受けられる体制を設けております。

ロ リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスクの未然防止と危機発生時の被害の最小化及びその再発防止のため「リスク管理規程」を制定するとともにリスク管理委員会を設置し、リスク管理委員長を責任者とするリスク管理体制を構築しております。また、危機発生時に対応すべくコンティンジェンシー・プランを制定するとともに取引先のBCP訓練に参加する等、危機対応力の強化に努めております。

コンプライアンス強化への取組みにつきましては、「コンプライアンス規程」を制定し、従業員一人ひとりが理解を深め確実に実践できるように「JPFグループ社員行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル（社員行動指針）」を全従業員に配布し、周知徹底を行っております。また、「内部通報規程」を制定し、違法行為等の芽を初期段階で摘み取る体制を構築しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

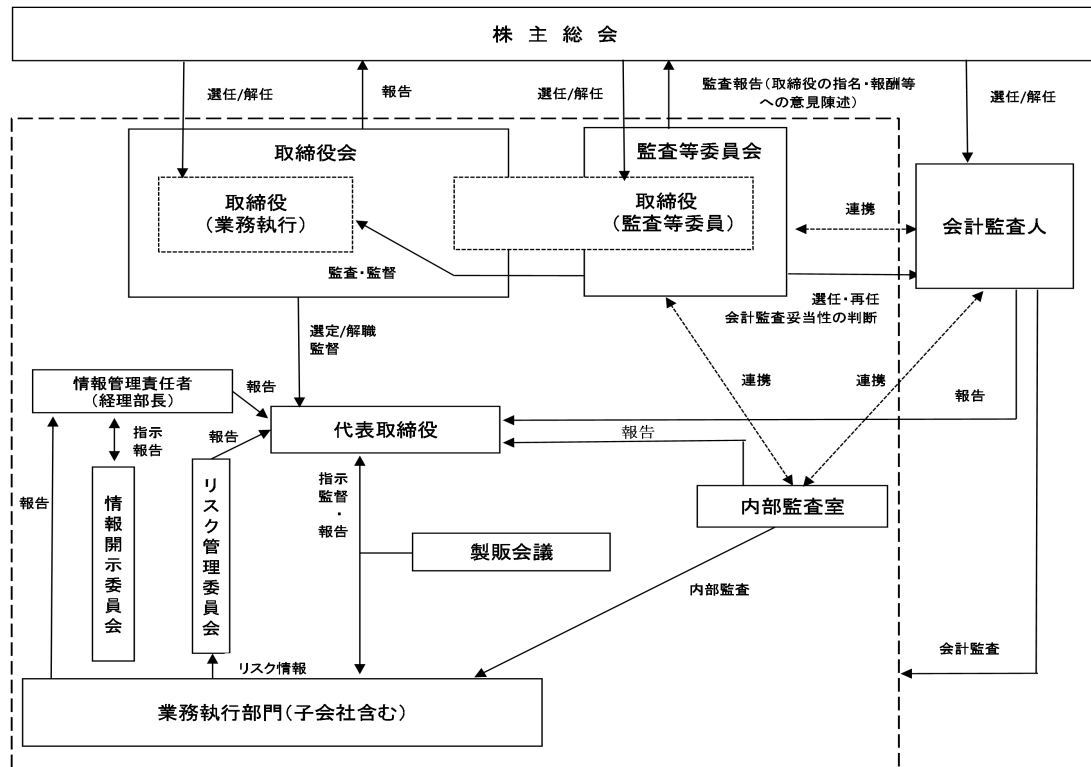
当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされることによって被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。

ただし、当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、填補する額について限度額を設けており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しており、1年毎に契約更新しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概況

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンスの状況等は次のとおりであります。



⑥ 取締役の定数

取締役（監査等委員であるものを除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

イ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは資本政策及び配当政策を機動的に行うことを目的とするものであります。

ロ 取締役の責任免除

当社は、業務執行を行う取締役が極度に守りに入ることなく、期待される役割を十分に発揮でき、今後もふさわしい人材を招聘できる環境を整えるため、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役であった者の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として取締役会の決議によって免除することのできる旨を定款に定めております。取締役会で決議することができるとした理由は、議決権を有する監査等委員が代表取締役以下、業務執行取締役の業務執行全般に対する監督と利益相反の監督を担うことにより、取締役会の監督機能を十分に果たし得る体制であるためであります。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 取締役会の活動状況

取締役会における具体的な検討事項は、経営の基本方針、事業計画、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項の審議・決定、当社グループの業務執行の厳正な監督等であります。取締役会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催しており、当事業年度においては15回開催しております。

なお、個々の取締役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
土肥 雄治	15回	15回
安田 正利	15回	15回
古川 徳厚	15回	15回
福島 寿和	15回	15回
土屋 自適	15回	15回
藤井 宏二	11回	11回
馬場 朋次	15回	15回
加藤 弘之	15回	15回
横山 美帆	15回	15回

(注) 古川徳厚、福島寿和、土屋自適の各氏は、2024年3月28日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。藤井宏二氏は、2023年3月30日開催の第60期定時株主総会において選任されており、上記出席状況は在任期間中の出席状況を記載しております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	土肥 雄治	1950年8月23日生	1974年4月 ㈱神戸製鋼所入社 1979年6月 当社取締役就任 1983年6月 当社常務取締役就任 1985年6月 当社代表取締役専務就任 1987年6月 当社代表取締役社長就任 1997年6月 当社代表取締役会長就任 2000年6月 当社代表取締役社長就任 2011年3月 当社代表取締役会長就任 2013年9月 当社取締役会長 2016年1月 当社代表取締役会長就任 2016年3月 当社代表取締役会長兼社長就任 2022年3月 当社代表取締役会長就任 (現任) <他の会社の代表状況> Japan Power Fastening Hong Kong Limited Director	(※1)	1,504
代表取締役 社長	安田 正利	1964年3月5日生	1986年4月 当社入社 2011年4月 当社営業本部 西部担当部長 2016年4月 当社生産本部 滋賀事業所長 2019年4月 当社営業本部 住建部 静岡事業所長 2020年2月 当社営業本部長兼住建部長 2020年3月 当社取締役就任 2020年4月 当社取締役営業本部長 2022年3月 当社代表取締役社長就任 (現任)	(※1)	18
常務取締役 技術・生産担当	藤井 宏二	1966年1月10日生	1988年4月 当社入社 2003年10月 当社住建技術部 開発課長 2010年4月 当社品質保証部 品質課長 2012年4月 当社生産本部 技術・品証部 次長 2016年4月 当社生産本部 技術・品証部長 2017年10月 当社生産本部 下館工場長 2019年10月 当社企画開発本部 企画部長 2021年10月 当社営業本部 滋賀事業所長 2022年3月 当社生産担当部長兼滋賀事業所長 2023年3月 当社取締役就任 生産担当兼生産部長 2024年3月 当社常務取締役就任 技術・生産担当 (現任)	(※1)	15
取締役 営業担当 兼営業部長 兼大阪営業部長	高木 茂幸	1968年12月31日生	1987年4月 当社入社 2007年1月 当社営業本部 営業部大阪営業所長兼ビルデックス課長 2010年4月 当社営業本部 西部営業統括リーダー兼大阪営業所長 2012年4月 当社営業本部 マーケティング部長 2016年4月 当社ソーラー営業部長 2017年4月 当社研究開発本部 研究開発部長兼ソーラー営業部長 2018年3月 当社営業本部 大阪営業部長兼ソーラー営業部長 2020年4月 当社営業本部 大阪営業部長兼富山営業所長 2024年3月 当社取締役就任 営業担当兼営業部長兼大阪営業部長 (現任)	(※1)	5
取締役 管理担当 兼企画・総務部長	鈴木 昭洋	1971年9月29日生	1994年4月 当社入社 2008年4月 当社管理本部 総務部総務課長 2015年4月 当社管理本部 経営企画部 課長 2016年4月 当社管理本部 人事・総務部 人事・総務課長 2020年4月 当社企画本部 企画部 次長 2022年1月 当社管理本部 企画・総務部 次長兼企画課長 2022年3月 当社企画・総務部長 2024年3月 当社取締役就任 管理担当兼企画・総	(※1)	5

			務部長（現任）		
取締役 （常勤監査等委員）	馬場 朋次	1969年 1 月29日生	1991年 4 月 当社入社 2004年 4 月 当社本社部門 サポートグループ人事・総務課長 2008年 4 月 当社管理本部 総務部次長 2014年 4 月 当社管理本部 総務部担当部長 2016年 4 月 当社管理本部 人事・総務部長 2022年 1 月 当社管理本部 企画・総務部長 2022年 3 月 当社取締役（常勤監査等委員）就任（現任）	（※ 2）	13
取締役 （監査等委員）	加藤 弘之	1956年12月 8 日生	1980年 4 月 森川会計事務所入所 1992年10月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社 1996年 4 月 公認会計士登録 2006年 9 月 加藤公認会計士事務所開設 エクジット㈱代表取締役（現任） 2006年10月 税理士登録 2012年 8 月 税理士法人エクジット代表社員（現任） 2015年 6 月 ㈱ヒガシトウエンティワン 社外取締役就任 2016年 3 月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	（※ 2）	-
取締役 （監査等委員）	横山 美帆	1970年 6 月 2 日生	1993年 4 月 ㈱カーギルジャパン入社 2006年12月 Carval Investors Pte.Ltdへ出向 2017年12月 清水謙法律事務所 代表弁護士（現任） 2017年12月 ㈱ディア・ライフ社外取締役就任（現任） 2018年 6 月 ㈱インフォネット社外監査役就任（現任） 2021年 6 月 ㈱スタッフライヤー社外取締役就任（現任） 2022年 3 月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2022年 5 月 R P Aホールディングス㈱社外取締役（監査等委員）就任（現任）	（※ 2）	-
計					1,562

（注） 1. 取締役（監査等委員）加藤弘之、横山美帆の両氏は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制については次のとおりであります。

委員長 馬場朋次、委員 加藤弘之、委員 横山美帆

なお、馬場朋次氏は、常勤の監査等委員であります。当社では、社内事情に精通した者を配置し、取締役会以外の重要な社内会議への出席等による情報収集や内部監査部門との緊密な連携を図ることにより、実効性のある監査・監督体制を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。

3. 任期につきましては次のとおりであります。

（※ 1）2024年 3 月28日就任後、1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

（※ 2）2024年 3 月28日就任後、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は、監査等委員である社外取締役2名であります。
社外取締役2名の選任理由並びに当社との関係は以下のとおりであります。

氏名	選任理由
加藤 弘之	同氏は、経験豊富な公認会計士及び税理士であり、当社の監査等委員である取締役として税務・会計面を中心に、独立の立場から当社の業務執行を監督していただいております。なお、同氏は税理士法人エクジットの代表社員であり、同法人と当社との間で税務会計顧問契約を締結しておりますが、年間報酬額は僅少であり、十分な独立性を有していると判断しております。
横山 美帆	同氏は、経験豊富な弁護士であり、当社の監査等委員である取締役として中立性・客観性をもって遵法面並びにコンプライアンス面を中心に、独立の立場から当社の業務執行を監督していただいております。なお、同氏は清水謙法律事務所の代表弁護士であり、同事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。

なお、監査等委員である社外取締役2名は、いずれも当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」（下記参照）及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断し、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

＜社外役員の独立性に関する基準＞ 当社が指定する独立社外役員は以下の独立性基準を満たすものとする。 - 本人が、現在又は過去10年間に於いて、当社及び当社の子会社（以下、あわせて「当社グループ」という。）の業務執行者（※1）又はその他の使用人でないこと。 - 本人が、現在又は過去の3年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。 ①当社の業務執行者が役員に就任している、又は過去3年間に於いて役員に就任していた他の会社の業務執行者 ②当社の主要株主（※2）又は当該主要株主が法人である場合にはその業務執行者又はその他の使用人 ③当社が主要株主となっている会社の業務執行者又はその他の使用人 ④当社グループの主要な取引先（※3）の業務執行者又はその他の使用人 ⑤当社グループの会計監査人又はその社員等として当社グループの監査業務を担当している者 ⑥当社グループの主要な借入先（※4）の業務執行者又はその他の使用人 ⑦当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている法律、会計、税務等の専門家その他コンサルタント等 ⑧当社グループより一定額を超える寄付金（※5）を受領している団体の業務を執行する者 - 本人の近親者（配偶者及び二親等内の親族）又は生計を一にする者が、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。 ①現在又は過去3年間に於ける当社グループの業務執行者 ②現在、上記2①～⑧に該当する者 - 上記1～3の定めに関わらず、当社グループと利益相反関係が生じる特段の事由が存在しないこと。 ※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、理事、その他これらに類する役職者（業務を執行する者） ※2 主要株主とは、議決権保有割合10%以上の株主をいう。 ※3 主要な取引先とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループより受けた先もしくは、当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを行っている先をいう。 ※4 主要な借入先とは、当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。 ※5 一定額を超える寄付金とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円以上又は当該団体等の連結売上高もしくは総収入の10%以上の金額をいう。
--

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員であるものを除く。）は、経営全般の監督を行います。

監査等委員である社外取締役は、必要に応じてそれぞれ内部監査、監査等委員会監査及び会計監査において適宜情報連絡や意見交換等を通じて連携を取り、監督又は監査の実効性を確保します。

当社の監査等委員会は、3名のうち2名が社外取締役で構成されており、監査等委員会監査につきましては、下記「（3）監査の状況 ①監査等委員会監査の状況」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役によって構成され、委員会で定めた監査方針、監査計画等に基づき監査を実施しております。

なお、常勤監査等委員 馬場朋次氏は、長年に亘り当社の総務業務に従事し、総務部門の部長経験があり、当社業務に精通しております。監査等委員 加藤弘之氏は、公認会計士及び税理士として長年に亘り財務、税務及び会計業務に従事した経験を有し、財務、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員 横山美帆氏は、弁護士として長年にわたる経験を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
馬 場 朋 次	14回	14回
加 藤 弘 之	14回	14回
横 山 美 帆	14回	14回

監査等委員会における具体的な検討内容は、年度の監査方針、監査計画及び職務分担の立案、会計監査人に関する評価と再任の同意、代表取締役・取締役との意見交換、内部統制システムの構築・運用状況の妥当性の検討、常勤監査等委員による月次活動報告の共有等であります。

監査等委員は、取締役会その他重要な会議への出席、代表取締役・取締役との意見交換の実施、内部統制システムの有効性を確認するため内部監査部門の監査結果の聴取又は意見交換の実施、会計監査人との意見交換の実施等の活動をしており、常勤の監査等委員は、上記に加え、製販会議やリスク管理委員会等の重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類、契約書の閲覧や内部監査部門と連携して工場・事業所等への往査を実施することで、当社及び連結子会社の業務監査及び財産状況を調査する等の活動をしております。

② 内部監査の状況

当社グループの内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室（1名）が実施しております。内部監査室は、監査等委員会や会計監査人、グループ会社の管理部門と連携を執りながらグループ全体の業務監査と内部統制の評価を実施しており、その評価結果は取締役会及び監査等委員会に定期的に報告する体制となっております。

内部監査の実効性を確保するための取組としては、内部監査報告書や月次報告書を作成し代表取締役及び監査等委員に報告をしており、また、改善指摘事項がある場合、内部監査室は指摘事項に対して定期的にフォローアップ手続きを実施し、評価しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

虎ノ門有限責任監査法人

b. 継続監査期間

1年間

c. 業務を執行した公認会計士

洪佐寿彦

佐々木健一

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は監査法人の選定基準に基づき決定されており、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士3名となっております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定をするにあたって考慮するものとしては、品質管理体制、独立性、専門性及び報酬水準の妥当性等であり、それらを総合的に勘案して選定することとしております。

なお、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針は次のとおりであります。

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告・説明を受けております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は、次の通り異動しております。

前連結会計年度及び前事業年度 SCS国際有限責任監査法人

当連結会計年度及び当事業年度 虎ノ門有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

イ 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

- ・ 選任する監査公認会計士等の名称

虎ノ門有限責任監査法人

- ・ 退任する監査公認会計士等の名称
ＳＣＳ国際有限責任監査法人
- ロ 当該異動の年月日
2023年3月30日（第60期定時株主総会開催予定日）
- ハ 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日
2017年3月28日
- ニ 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。
- ホ 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯
当社の会計監査人であるＳＣＳ国際有限責任監査法人が、2023年3月30日開催予定の第60期定時株主総会終結の時をもって任期満了となるのに伴い、当社の事業規模や事業内容に適した監査対応と監査報酬等を検討した結果、新たに虎ノ門有限責任監査法人を会計監査人として選任するものであります。
監査等委員会が虎ノ門有限責任監査法人を会計監査人の候補とした理由は、同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査体制及び監査費用等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を整えており、会計監査人として適任であると判断したためであります。
- ヘ 上記ホ の理由及び経緯に対する意見
 - ・ 退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。
 - ・ 監査等委員会の意見
妥当であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	21,000	—	22,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	21,000	—	22,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	—	—	—	—
計	—	—	—	—

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数、監査内容等を総合的に勘案し、監査等委員会の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。なお、2016年3月29日開催の第53期定時株主総会決議により、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額50百万円以下であることを定めております。

取締役の基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準、配当額、他社水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

また、業績連動報酬等については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、営業利益等の業績指標（KPI）に対する達成度合いを基本に従業員賞与の支給条件や当事業年度に係る配当の状況等を総合的に勘案し、賞与として毎年一定の時期に支給するものとし、目標となる業績指標とその値は、各年度の業務計画作成時に設定した目標値を基本に設定し、適宜、環境の変化に応じて社外取締役の意見を踏まえた見直しを行うものとしております。

なお、業務執行取締役の業績連動報酬等の額は、その総額が2016年3月29日開催の第53期定時株主総会決議による報酬限度額（取締役（監査等委員であるものを除く。）年額150百万円の範囲内であることを条件として基本報酬の5ヵ月分を上限としております。

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当業務の業績等を踏まえた賞与の評価配分としております。なお、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役は当該権限の行使にあたり社外取締役の意見を十分尊重することとしております。

当事業年度に係る個人別の報酬額については、前事業年度に係る定時株主総会終了後の取締役会決議に基づき、代表取締役会長 土肥雄治氏及び代表取締役社長 安田正利氏がその具体的な内容について委任を受け、両氏の協議の上決定しております。委任に先立ち、社外取締役と代表取締役との間で事前に報酬についての協議を実施いたしました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	32,700	32,700	—	—	—	5
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	9,600	9,600	—	—	—	1
社外取締役	8,400	8,400	—	—	—	3

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人分の給与等の額に重要性が無いため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、その投資株式が専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的としているものを純投資目的である株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である株式としています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との良好な関係を構築し事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を保有することがあります。取得・保有の適否については、取引関係の強化等当社事業への寄与度や資産効率の観点、決算に与える影響等を総合的に勘案して判断しており、保有の意義が認められないと判断した株式については、相手先企業の理解を得た上で売却を進めてまいります。

なお、個々の銘柄についての保有・売却状況ならびに方針（継続保有、売却等）については定期的に（年1回）取締役会に報告し審議しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	4	18,200
非上場株式以外の株式	1	120,007

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)池田泉州ホールディングス	371,540	371,540	円滑な資金調達等の財務面での 安全性・安定性を高めるために 保有しております。	無 (注2)
	120,007	93,999		

(注) 1. 定量的な保有効果は記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性は、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から検証しております。

2. 株式会社池田泉州ホールディングスは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である株式会社池田泉州銀行は当社株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、虎ノ門有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との連携、各種セミナー等への参加、会計・税務関係の出版物の購読等を実施しております。また、ディスクロージャー専門会社と契約し、最新の会計基準及び開示情報を入手するとともに開示書類の事前チェックサービスを利用し、開示の適正性を確保しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,037,684	2,136,835
受取手形	※3 140,341	※3 122,678
電子記録債権	※3 644,759	※3 662,106
売掛金	956,929	766,463
商品及び製品	1,248,259	942,746
仕掛品	244,285	220,811
原材料及び貯蔵品	468,131	360,293
その他	67,336	35,747
貸倒引当金	△195	△160
流動資産合計	5,807,533	5,247,523
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 2,301,070	※1 2,301,171
減価償却累計額	△1,727,565	△1,763,307
建物及び構築物（純額）	573,505	537,864
機械装置及び運搬具	1,611,552	1,689,780
減価償却累計額	△1,365,811	△1,423,006
機械装置及び運搬具（純額）	245,740	266,773
工具、器具及び備品	393,907	383,109
減価償却累計額	△354,619	△353,739
工具、器具及び備品（純額）	39,287	29,369
土地	※1, ※2 951,450	※1, ※2 951,450
リース資産	3,564	3,564
減価償却累計額	△1,188	△1,900
リース資産（純額）	2,376	1,663
建設仮勘定	1,707	—
有形固定資産合計	1,814,067	1,787,121
無形固定資産		
リース資産	81,946	66,869
その他	38,446	29,066
無形固定資産合計	120,392	95,935
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 117,984	※1 221,912
繰延税金資産	26,911	2,252
その他	123,548	113,647
貸倒引当金	△8,914	△8,914
投資その他の資産合計	259,529	328,897
固定資産合計	2,193,989	2,211,954
資産合計	8,001,523	7,459,478

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	532,312	347,058
電子記録債務	735,823	570,804
短期借入金	※1 1,320,000	※1 1,430,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 150,610	※1 96,152
1年内償還予定の新株予約権付社債	—	549,976
未払法人税等	15,195	15,195
賞与引当金	851	907
その他	440,799	430,621
流動負債合計	3,195,593	3,440,715
固定負債		
社債	86,000	72,000
新株予約権付社債	549,976	—
長期借入金	※1 620,212	※1 527,630
その他	89,973	51,487
固定負債合計	1,346,161	651,117
負債合計	4,541,754	4,091,833
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	3,028,896	3,028,896
利益剰余金	366,462	218,307
自己株式	△448,517	△448,536
株主資本合計	3,046,840	2,898,666
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	17,224	44,588
土地再評価差額金	※2 △81,306	※2 △81,306
為替換算調整勘定	474,259	502,946
その他の包括利益累計額合計	410,177	466,228
新株予約権	2,749	2,749
純資産合計	3,459,768	3,367,645
負債純資産合計	8,001,523	7,459,478

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	※1 5,354,154	※1 5,108,295
売上原価	※2, ※4 3,982,463	※2, ※4 4,034,076
売上総利益	1,371,690	1,074,219
販売費及び一般管理費	※3, ※4 1,286,245	※3, ※4 1,199,496
営業利益又は営業損失(△)	85,445	△125,277
営業外収益		
受取利息	32,890	47,253
受取配当金	4,958	4,536
為替差益	—	45,520
その他	15,878	15,018
営業外収益合計	53,726	112,328
営業外費用		
支払利息	16,462	15,632
社債利息	5,549	5,968
為替差損	95,259	—
その他	7,423	9,789
営業外費用合計	124,693	31,391
経常利益又は経常損失(△)	14,478	△44,339
特別利益		
助成金収入	—	6,521
投資有価証券売却益	40,514	—
特別利益合計	40,514	6,521
特別損失		
従業員休業補償損失	—	11,556
事業再編損	※5 16,872	※5 8,711
特別退職金	—	7,777
会員権売却損	—	3,439
減損損失	※6 9,876	—
特別損失合計	26,749	31,484
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	28,243	△69,302
法人税、住民税及び事業税	15,195	15,195
法人税等調整額	△27,176	23,947
法人税等合計	△11,980	39,143
当期純利益又は当期純損失(△)	40,223	△108,446
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	40,223	△108,446

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	40,223	△108,446
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	30,265	27,363
為替換算調整勘定	209,834	28,686
その他の包括利益合計	※1 240,100	※1 56,050
包括利益	280,324	△52,395
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	280,324	△52,395
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	3,028,896	451,131	△448,504	3,131,524
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△79,417	—	△79,417
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	40,223	—	40,223
自己株式の取得	—	—	—	△13	△13
土地再評価差額金の取崩	—	—	△45,476	—	△45,476
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△84,669	△13	△84,683
当期末残高	100,000	3,028,896	366,462	△448,517	3,046,840

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△13,040	△126,782	264,424	124,601	2,749	3,258,875
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△79,417
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	40,223
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△13
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	△45,476
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30,265	45,476	209,834	285,576	—	285,576
当期変動額合計	30,265	45,476	209,834	285,576	—	200,893
当期末残高	17,224	△81,306	474,259	410,177	2,749	3,459,768

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	3,028,896	366,462	△448,517	3,046,840
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△39,708	—	△39,708
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△108,446	—	△108,446
自己株式の取得	—	—	—	△19	△19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△148,154	△19	△148,173
当期末残高	100,000	3,028,896	218,307	△448,536	2,898,666

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	17,224	△81,306	474,259	410,177	2,749	3,459,768
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△39,708
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	—	—	—	△108,446
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,363	—	28,686	56,050	—	56,050
当期変動額合計	27,363	—	28,686	56,050	—	△92,123
当期末残高	44,588	△81,306	502,946	466,228	2,749	3,367,645

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	28,243	△69,302
減価償却費	125,219	131,360
減損損失	9,876	—
事業再編損	16,872	8,711
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△30	△18
受取利息及び受取配当金	△37,848	△51,790
支払利息	16,462	15,632
社債利息	5,549	5,968
従業員休業補償損失	—	11,556
特別退職金	—	7,777
助成金収入	—	△6,521
為替差損益(△は益)	131,946	△23,441
投資有価証券売却損益(△は益)	△40,514	—
有形固定資産売却損益(△は益)	△991	1,631
会員権売却損益(△は益)	—	3,439
有形固定資産除却損	612	1,566
売上債権の増減額(△は増加)	298,464	195,017
棚卸資産の増減額(△は増加)	△425,608	436,823
未収入金の増減額(△は増加)	△3,699	△1,714
仕入債務の増減額(△は減少)	112,472	△353,201
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△186,399	△141,450
未払消費税等の増減額(△は減少)	△160,472	81,458
その他	△29,912	2,450
小計	△139,758	255,954
利息及び配当金の受取額	23,561	59,639
利息の支払額	△22,025	△21,340
助成金の受取額	—	6,521
休業補償費用の支払額	—	△11,556
事業再編による支出	△6,046	△8,711
特別退職金の支払額	—	△7,777
法人税等の支払額	△14,800	△15,195
営業活動によるキャッシュ・フロー	△159,068	257,533
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,129,638	△422,254
定期預金の払戻による収入	474,050	996,817
子会社株式の取得による支出	—	△75,000
投資有価証券の売却による収入	39,282	—
有形固定資産の取得による支出	△26,050	△15,195
有形固定資産の売却による収入	28,572	433
無形固定資産の取得による支出	△15,989	△1,640
差入保証金の回収による収入	935	12,270
差入保証金の差入による支出	△277	△10,503
長期前払費用の増減額(△は増加)	△19,695	—
その他	△701	659
投資活動によるキャッシュ・フロー	△649,511	485,588

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	75,256	110,000
長期借入れによる収入	60,118	—
長期借入金の返済による支出	△335,921	△147,040
社債の発行による収入	98,990	—
社債の償還による支出	—	△14,000
自己株式の取得による支出	△13	△19
配当金の支払額	△79,417	△39,708
リース債務の返済による支出	△18,548	△19,042
割賦債務の返済による支出	△9,616	△9,616
財務活動によるキャッシュ・フロー	△209,152	△119,426
現金及び現金同等物に係る換算差額	252,538	37,959
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△765,193	661,655
現金及び現金同等物の期首残高	2,224,956	1,459,762
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,459,762	※1 2,121,417

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………1社

連結子会社の名称

Japan Power Fastening Hong Kong Limited

(2) 非連結子会社の名称等

Beens Corporation Limited

J. J. ツール株式会社

当該会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

Beens Corporation Limited

J. J. ツール株式会社

当該会社は小規模であり、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産

イ. 商品及び製品……………主として、総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ロ. 仕掛品、原材料及び貯蔵品…主として、先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 2～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

当社及び在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

当社は以下の方法によっております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社は売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社については個別判定による貸倒見積相当額を計上しております。

- ② 賞与引当金
当社及び在外連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
当社は、確定拠出年金制度と前払退職金制度の選択制を採用しております。
確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループは建築用ファスナー及びツール関連事業の単一セグメントであり、これらに関する収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。
なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における「為替換算調整勘定」に含めております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……通貨スワップ、金利スワップ
ヘッジ対象……外貨建輸入予定取引、借入金
- ③ ヘッジ方針
取締役会の決議を経て、為替及び金利の変動リスクを回避するためにヘッジを行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
通貨スワップについては、ヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、為替変動による相関関係は確保されているのでヘッジの有効性の判定は省略しております。
金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。
- (8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金及び取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
繰延資産の処理方法
社債発行費
支出時に全額費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産	26,911千円	2,252千円

(注) 上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外収益の「助成金収入」は、金額的重要性が低下したため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「助成金収入」に表示していた7,164千円は、営業外収益の「その他」として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
建物及び構築物	82,221千円	77,515千円
土地	142,730	142,730
投資有価証券	43,424	55,439
合計	268,377	275,685

(2) 上記に対する債務

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
短期借入金	5,224千円	107,461千円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	238,200	147,978
合計	243,424	255,439

※2. 土地の再評価

2000年3月31日付で「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

なお、当該評価差額に係る繰延税金資産相当額27,969千円は、将来の税金負担額を軽減するスケジューリングが困難なため、繰延税金資産として計上しておりません。

その再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に規定する土地の価額を算出する方法と同様の方法を採用しております。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	△254,424千円	△254,228千円

※3. 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休業日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当該手形等の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
受取手形	15,387千円	14,029千円
電子記録債権	9,245	18,987
合計	24,632	33,016

(連結損益計算書関係)

※1. 顧客との契約から生じる収益

売上高につきましては、顧客との契約から生じる収益以外の収益に重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

※2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額が次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上原価	32,939千円	39,282千円

※３．販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
給与手当及び賞与	440,038千円	401,478千円
荷具・運賃	192,864	179,123

(表示方法の変更)

「役員報酬及び賞与」及び「賞与引当金繰入額」については、重要性が低下したため、当連結会計年度より記載を省略しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の数値につきましても記載を省略しております。なお、前連結会計年度の「役員報酬及び賞与」及び「賞与引当金繰入額」はそれぞれ、129,268千円、835千円であります。

※４．一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
研究開発費の総額	22,752千円	18,260千円

※５．事業再編損

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社において生産体制の再構築を行ったことにより発生した費用を特別損失として計上したものであります。その主な内容は、生産設備の移設費用及び使用見込みの無い資産の評価損等であります。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社の事業再編の一環としての事務所移転に伴うものであり、主な要因は重複家賃及び引越費用等であります。

※６．減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

場所	用途	種類	減損損失
滋賀県栗東市	社宅	土地、建物 及び構築物等	8,091千円
兵庫県豊岡市	遊休 (旧保養所)	土地	1,785千円

(経緯)

上記の社宅については、当社取締役会における社宅の売却の決議に伴い、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、売却価額及び売却に関わる費用をもとに回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。また、旧保養所の土地においては、遊休状態であり地価が下落しており、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングは事業区分ごとに行っており、遊休資産については個別物件単位で行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は正味売却価額により測定しております。旧保養所の正味売却価額については、重要性が乏しいため、固定資産税評価額等に基づき評価しております。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	30,530千円	28,074千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	30,530	28,074
税効果額	△264	△711
その他有価証券評価差額金	30,265	27,363
為替換算調整勘定：		
当期発生額	209,834	△74,421
組替調整額	—	103,108
為替換算調整勘定	209,834	28,686
その他の包括利益合計	240,100	56,050

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度増加 株式数 (千株)	当連結会計年度減少 株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	18,688	—	—	18,688
合計	18,688	—	—	18,688
自己株式				
普通株式 (注)	2,805	0	—	2,805
合計	2,805	0	—	2,805

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加 (116株) であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	2019年新株予約権	普通株式	4,198,423	—	—	4,198,423	2,749
合計		—	—	—	—	—	2,749

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	79,417	5	2021年12月31日	2022年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	39,708	利益剰余金	2.5	2022年12月31日	2023年3月31日

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	18,688	—	—	18,688
合計	18,688	—	—	18,688
自己株式				
普通株式（注）	2,805	0	—	2,805
合計	2,805	0	—	2,805

（注） 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加（165株）であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	2019年新株予約権	普通株式	4,198,423	—	—	4,198,423	2,749
合計		—	—	—	—	—	2,749

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決 議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	39,708	2.5	2022年12月31日	2023年3月31日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）	当連結会計年度 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
現金及び預金勘定	2,037,684千円	2,136,835千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△577,922	△15,418
現金及び現金同等物	1,459,762	2,121,417

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

建築用ファスナー及びツール関連事業における生産設備（機械装置及び運搬具）であります。

無形固定資産

建築用ファスナー及びツール関連事業における社内基幹システム（ソフトウェア）であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として建築用ファスナー及びツール関連事業における生産設備（機械装置及び運搬具）及び全社管理部門におけるコンピュータ機器（工具、器具及び備品）であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
1 年内	41,465	26,600
1 年超	27,497	897
合計	68,962	27,497

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が経営者に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

なお、これらの為替の変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジする場合があります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係わる資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、定期的に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建の輸入予定取引について、将来の取引市場での為替相場の変動リスクを回避する目的で利用しております。また、金利関連では借入金の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「(7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

当社グループの通貨スワップ取引は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であり、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと判断しております。

重要なデリバティブ取引の実行については、当社の取締役会の承認を受けております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に関する市場リスクを示すものではありません。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち25.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022年12月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	93,999	93,999	—
関係会社株式	5,784	5,784	—
資産計	99,784	99,784	—
(2) 新株予約権付社債	549,976	546,308	△3,667
(3) 社債(※2)	100,000	99,105	△894
(4) 長期借入金(※3)	770,822	761,515	△9,306
負債計	1,420,798	1,406,930	△13,867
(5) デリバティブ取引	—	—	—

当連結会計年度（2023年12月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	120,007	120,007	—
関係会社株式	8,705	8,705	—
資産計	128,712	128,712	—
(2) 新株予約権付社債(※2)	549,976	549,623	△352
(3) 社債(※2)	86,000	85,517	△482
(4) 長期借入金(※3)	623,782	617,180	△6,601
負債計	1,259,758	1,252,322	△7,435
(5) デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 新株予約権付社債及び社債には、1年内償還予定の金額を含めております。

(※3) 長期借入金には、1年内返済予定の金額を含めております。

(※4) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
非上場株式	18,200	93,200

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2022年12月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)
現金及び預金	2,037,684	—
受取手形	140,341	—
電子記録債権	644,759	—
売掛金	956,929	—
合計	3,779,715	—

当連結会計年度 (2023年12月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)
現金及び預金	2,136,835	—
受取手形	122,678	—
電子記録債権	662,106	—
売掛金	766,463	—
合計	3,688,083	—

2. 借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,320,000	—	—	—	—	—
長期借入金	150,610	96,152	98,232	98,248	81,326	246,254
社債	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	30,000
新株予約権付社債	—	549,976	—	—	—	—
合計	1,484,610	660,128	112,232	112,248	95,326	276,254

当連結会計年度 (2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,430,000	—	—	—	—	—
長期借入金	96,152	98,232	98,248	81,326	72,056	177,768
社債	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	16,000
新株予約権付社債	549,976	—	—	—	—	—
合計	2,090,128	112,232	112,248	95,326	86,056	193,768

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	93,999	—	—	93,999
関係会社株式				
株式	5,784	—	—	5,784
資産計	99,784	—	—	99,784

当連結会計年度（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	120,007	—	—	120,007
関係会社株式				
株式	8,705	—	—	8,705
資産計	128,712	—	—	128,712

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
新株予約権付社債	—	546,308	—	546,308
社債	—	99,105	—	99,105
長期借入金	—	761,515	—	761,515
負債計	—	1,406,930	—	1,406,930

当連結会計年度（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
新株予約権付社債	—	549,623	—	549,623
社債	—	85,517	—	85,517
長期借入金	—	617,180	—	617,180
負債計	—	1,252,322	—	1,252,322

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

新株予約権付社債、社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債、新株予約権付社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2022年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	99,784	82,294	17,489
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	99,784	82,294	17,489
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		99,784	82,294	17,489

当連結会計年度 (2023年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	128,712	83,148	45,564
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	128,712	83,148	45,564
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		128,712	83,148	45,564

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	48,053	40,514	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	48,053	40,514	—

当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度と前払退職金制度の選択制を採用しております。

確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度41,196千円、当連結会計年度39,168千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注2)	95,891千円	156,768千円
投資有価証券評価損	55,491	55,491
減損損失	41,361	41,361
棚卸資産評価損	40,519	36,619
原価差額調整額	—	21,755
減価償却費	18,628	18,069
会員権評価損	12,998	11,890
長期未払金	7,689	4,999
貸倒引当金	3,069	3,066
その他	3,851	3,513
繰延税金資産小計	279,501	353,536
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注2)	△71,050	△154,390
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△181,274	△195,917
評価性引当額 (注1)	△252,325	△350,308
繰延税金資産合計	27,176	3,228
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△264千円	△976千円
繰延税金負債合計	△264	△976
繰延税金資産及び負債 (△) の純額	26,911	2,252

なお、土地再評価差額金に係る繰延税金資産相当額については、繰延税金資産として計上しておりません。

(注) 1. 繰延税金資産から控除された額 (評価性引当額) に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金が増加したこと並びに将来の業績見込みにより当社の繰延税金資産の回収可能性を見直したことによるものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※1)	—	—	—	—	—	95,891	95,891
評価性引当額	—	—	—	—	—	△71,050	△71,050
繰延税金資産	—	—	—	—	—	(※2) 24,840	(※2) 24,840

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 将来の業績見込み等を考慮し、将来において税務上の繰越欠損金を回収できるだけの課税所得が見込まれるため、当該繰延税金資産を回収することが可能であると判断いたしました。

当連結会計年度（2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※1)	—	—	—	—	—	156,768	156,768
評価性引当額	—	—	—	—	—	△154,390	△154,390
繰延税金資産	—	—	—	—	—	(※2) 2,377	(※2) 2,377

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 将来の業績見込み等を考慮し、将来において税務上の繰越欠損金を回収できるだけの課税所得が見込まれるため、当該繰延税金資産を回収することが可能であると判断いたしました。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	34.4%	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△24.9	
住民税均等割	53.8	税金等調整前当期純
評価性引当額の増減	△152.3	損失が計上されてい
土地再評価差額金	△55.4	るため、記載してお
為替差損益	56.2	りません。
海外子会社の税率差異	51.4	
その他	△5.6	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△42.4	

(資産除去債務関係)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、営業所及び倉庫の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

賃貸契約に関連する差入保証金が資産に計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる事業は、建築用ファスナー及びツール関連事業であり、収益及びキャッシュ・フローの性質、計上時期等に関する重要な相違はないため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) (5) 重要な収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、建築用ファスナー及びツール関連事業とその他事業を行っておりますが、報告セグメントは単一セグメントであり、その他事業の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
積水ハウス㈱	1, 515, 070	建築用ファスナー及びツール関連事業

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
積水ハウス㈱	1, 402, 827	建築用ファスナー及びツール関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社及び主要株主	積水ハウス㈱	大阪市北区	202,591,209	セキスイハウスの設計、請負及びその関連事業、不動産の売買及び賃貸借の仲介及び代理他	(被所有) 直接 24.4	当社製品の販売	建築用ファスナー及びツール関連事業向け当社製品の販売	1,515,070	売掛金 電子記録債権	142,222 298,073

(注) 製商品の販売の取引条件につきましては、総原価及び市場価格を勘案して個別に協議のうえ決定しております。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社及び主要株主	積水ハウス㈱	大阪市北区	202,854,499	セキスイハウスの設計、請負及びその関連事業、不動産の売買及び賃貸借の仲介及び代理他	(被所有) 直接 24.4	当社製品の販売	建築用ファスナー及びツール関連事業向け当社製品の販売	1,402,827	売掛金 電子記録債権	126,961 268,664

(注) 製商品の販売の取引条件につきましては、総原価及び市場価格を勘案して個別に協議のうえ決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	217.65円	211.85円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	2.53円	△6.83円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	2.18円	—

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2022年12月31日)	当連結会計年度末 (2023年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,459,768	3,367,645
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	2,749	2,749
(うち新株予約権(千円))	(2,749)	(2,749)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,457,018	3,364,895
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	15,883	15,883

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
(1) 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)(千円)	40,223	△108,446
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 純利益又は普通株式に係る親会社株主 に帰属する純損失(△)(千円)	40,223	△108,446
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,883	15,883
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整 額(千円)	3,607	—
(うち支払利息(税額相当額控除後) (千円))	(3,607)	(—)
普通株式増加数(千株)	4,198	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり当期純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要	第1回新株予約権(新株予約権の 数38,194個(普通株式4,198,423 株))	第1回新株予約権(新株予約権の 数38,194個(普通株式4,198,423 株))及び第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債(新株予約権 の数49個、総額549,976千円)

(重要な後発事象)

(新株予約権付社債の繰上償還)

当社は、2024年2月7日開催の取締役会において、2019年8月23日に発行いたしました第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といいます。）について、次の通り、全額繰上償還を行うことを決議いたしました。

1. 繰上償還する銘柄 : 日本パワーファスニング株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
2. 繰上償還日 : 2024年2月22日
3. 繰上償還額 : 549,976千円
4. 繰上償還金額 : 各社債の金額100円につき金100円
5. 繰上償還理由 : 本新株予約権付社債発行要項 第12項第(2)号(ロ)②に規定する「社債権者の選択による繰上償還」に基づく、繰上償還請求の事前通知を受領したため。
6. 償還資金 : 手元資金により償還いたします。
7. 繰上償還による支払利息の年間減少見込額 : 2,749千円

(参考情報)

- ・発行日 : 2019年8月23日
- ・発行総額 : 549,976千円
- ・利率 : 年1.0%
- ・従来の償還期限 : 2024年8月23日
- ・転換価額 : 131円

なお、2019年8月23日発行の当社第1回新株予約権については変更ありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
日本パワー ファスニン グ㈱	第1回無担保転換社 債型新株予約権付社 債(注)1、2	2019年8月23日	549,976	549,976 (549,976)	1.00	なし	2024年8月23日
日本パワー ファスニン グ㈱	第2回無担保社債 (注)1	2022年11月25日	100,000 (14,000)	86,000 (14,000)	0.50	なし	2029年11月22日
合計	—	—	649,976 (14,000)	635,976 (563,976)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価格	当初 144円 2023年12月31日現在 131円
発行価額の総額(千円)	549,976
新株予約権の行使により発行した株式 の発行価額の総額(千円)	—
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2019年8月23日 至 2024年8月21日

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとし、また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
563,976	14,000	14,000	14,000	14,000

(注) 連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおり、当社は、2024年2月7日開催の取締役会において、2019年8月23日に発行いたしました第1回無担保転換社債型新株予約権付社債について、全額繰上償還を行うことを決議し、2024年2月22日に繰上償還しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,320,000	1,430,000	0.56	—
1年以内に返済予定の長期借入金	150,610	96,152	0.98	—
1年以内に返済予定のリース債務	19,042	19,549	—	—
その他有利子負債（1年以内に返済予定の割賦未払金）	9,616	9,116	—	—
長期借入金 （1年以内に返済予定のものを除く）	620,212	527,630	1.08	2025年～2036年
リース債務 （1年以内に返済予定のものを除く）	54,699	35,149	—	2025年～2026年
その他有利子負債（長期割賦未払金（1年以内に返済予定のものを除く））	10,636	1,519	—	2025年
合計	2,184,816	2,119,117	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務及びその他有利子負債（割賦未払金）の平均利率については、リース料及び割賦料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債（長期割賦未払金）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	98,232	98,248	81,326	72,056
リース債務	20,071	15,078	—	—
その他有利子負債 (長期割賦未払金)	1,519	—	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,254,816	2,502,283	3,779,639	5,108,295
税金等調整前四半期(当期)純損失(△)(千円)	△40,000	△95,442	△65,634	△69,302
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△)(千円)	△43,799	△130,216	△104,207	△108,446
1株当たり四半期(当期)純損失(△)(円)	△2.76	△8.20	△6.56	△6.83

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	△2.76	△5.44	1.64	△0.27

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	571,319	1,142,910
受取手形	※3 140,341	※3 122,678
電子記録債権	※2, ※3 644,759	※2, ※3 662,106
売掛金	※2 956,929	※2 766,463
商品及び製品	1,251,787	963,560
仕掛品	244,285	220,811
原材料及び貯蔵品	468,131	360,293
その他	※2 53,141	※2 29,524
貸倒引当金	△195	△160
流動資産合計	4,330,501	4,268,189
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 559,605	※1 525,128
構築物	13,900	12,735
機械及び装置	229,793	255,528
車両運搬具	10,347	7,664
工具、器具及び備品	39,031	29,205
土地	※1 951,450	※1 951,450
リース資産	2,376	1,663
建設仮勘定	1,707	-
有形固定資産合計	1,808,211	1,783,376
無形固定資産		
リース資産	81,946	66,869
その他	38,446	29,066
無形固定資産合計	120,392	95,935
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 112,199	※1 138,207
関係会社株式	1,609,904	1,112,825
会員権	67,820	62,990
繰延税金資産	26,911	2,252
その他	55,728	50,075
貸倒引当金	△8,914	△8,914
投資その他の資産合計	1,863,648	1,357,435
固定資産合計	3,792,253	3,236,747
資産合計	8,122,755	7,504,936

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	31,141	24,143
電子記録債務	735,823	570,804
買掛金	※2 488,280	※2 333,876
短期借入金	※1 1,320,000	※1 1,430,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 150,610	※1 96,152
1年内償還予定の新株予約権付社債	-	549,976
未払金	※2 156,315	※2 133,608
未払法人税等	15,195	15,195
その他	279,793	290,592
流動負債合計	3,177,160	3,444,349
固定負債		
社債	86,000	72,000
新株予約権付社債	549,976	-
長期借入金	※1 620,212	※1 527,630
その他	89,973	51,487
固定負債合計	1,346,161	651,117
負債合計	4,523,322	4,095,467
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,028,896	3,028,896
資本剰余金合計	3,028,896	3,028,896
利益剰余金		
その他利益剰余金		
利益準備金	7,941	11,912
繰越利益剰余金	972,444	751,165
利益剰余金合計	980,386	763,077
自己株式	△448,517	△448,536
株主資本合計	3,660,764	3,443,437
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,224	44,588
土地再評価差額金	△81,306	△81,306
評価・換算差額等合計	△64,081	△36,717
新株予約権	2,749	2,749
純資産合計	3,599,433	3,409,469
負債純資産合計	8,122,755	7,504,936

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	※1 5,354,154	※1 5,108,295
売上原価	※1 4,054,228	※1 4,099,629
売上総利益	1,299,925	1,008,666
販売費及び一般管理費	※2 1,182,421	※2 1,112,145
営業利益又は営業損失(△)	117,503	△103,479
営業外収益		
受取配当金	※1 4,958	※1 4,536
助成金収入	7,164	3,989
売電収入	2,842	3,042
受取保険金	-	2,404
その他	※1 7,124	6,292
営業外収益合計	22,089	20,264
営業外費用		
支払利息	16,462	15,632
社債利息	5,549	5,968
その他	7,356	8,676
営業外費用合計	29,367	30,278
経常利益又は経常損失(△)	110,225	△113,493
特別利益		
助成金収入	-	6,521
投資有価証券売却益	40,514	-
特別利益合計	40,514	6,521
特別損失		
従業員休業補償損失	-	11,556
事業再編損	16,872	8,711
特別退職金	-	7,777
会員権売却損	-	3,439
減損損失	9,876	-
特別損失合計	26,749	31,484
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	123,990	△138,456
法人税、住民税及び事業税	15,195	15,195
法人税等調整額	△27,176	23,947
法人税等合計	△11,980	39,143
当期純利益又は当期純損失(△)	135,970	△177,599

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	932,709	37.7	763,407	36.0
II 労務費		438,747	17.7	423,836	20.0
III 経費		1,102,485	44.6	936,217	44.0
当期総製造費用		2,473,941	100.0	2,123,461	100.0
期首仕掛品棚卸高		256,695		244,285	
他勘定受入高		—		—	
合計	※2	2,730,636		2,367,746	
期末仕掛品棚卸高		244,285		220,811	
他勘定振替高		1,200		1,057	
当期製品製造原価		2,485,151		2,145,877	

原価計算の方法

当社の原価計算は加工費工程別総合原価計算を行っております。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
外注加工費 (千円)	487,836	379,899
動力費 (千円)	99,907	82,763
消耗工具費 (千円)	83,066	73,284
減価償却費 (千円)	80,115	78,219

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
建設仮勘定 (千円)	1,200	1,057
合計 (千円)	1,200	1,057

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	3,028,896	3,028,896	－	969,308	969,308	△448,504	3,649,700
当期変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	△79,417	△79,417	－	△79,417
利益準備金の積立	－	－	－	7,941	△7,941	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	135,970	135,970	－	135,970
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△13	△13
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	△45,476	△45,476	－	△45,476
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	7,941	3,135	11,077	△13	11,063
当期末残高	100,000	3,028,896	3,028,896	7,941	972,444	980,386	△448,517	3,660,764

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合 計		
当期首残高	△13,040	△126,782	△139,823	2,749	3,512,627
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△79,417
利益準備金の積立	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	135,970
自己株式の取得	-	-	-	-	△13
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	△45,476
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	30,265	45,476	75,741	-	75,741
当期変動額合計	30,265	45,476	75,741	-	86,805
当期末残高	17,224	△81,306	△64,081	2,749	3,599,433

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰 余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	3,028,896	3,028,896	7,941	972,444	980,386	△448,517	3,660,764
当期変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	△39,708	△39,708	－	△39,708
利益準備金の積立	－	－	－	3,970	△3,970	－	－	－
当期純損失（△）	－	－	－	－	△177,599	△177,599	－	△177,599
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△19	△19
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	3,970	△221,279	△217,308	△19	△217,327
当期末残高	100,000	3,028,896	3,028,896	11,912	751,165	763,077	△448,536	3,443,437

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合 計		
当期首残高	17,224	△81,306	△64,081	2,749	3,599,433
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△39,708
利益準備金の積立	—	—	—	—	—
当期純損失（△）	—	—	—	—	△177,599
自己株式の取得	—	—	—	—	△19
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	27,363	—	27,363	—	27,363
当期変動額合計	27,363	—	27,363	—	△189,963
当期末残高	44,588	△81,306	△36,717	2,749	3,409,469

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

ア. 市場価格のない株式等以外のもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

イ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア. 商品及び製品……主として、総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

イ. 仕掛品、原材料及び貯蔵品……主として、先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 5～50年

機械及び装置 2～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は建築用ファスナー及びツール関連事業の単一セグメントであり、これらに関する収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ア. ヘッジ手段……通貨スワップ、金利スワップ

イ. ヘッジ対象……外貨建輸入予定取引、借入金

ハ. ヘッジ方針

取締役会の決議を経て、為替及び金利の変動リスクを回避するためにヘッジを行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、為替変動による相関関係は確保されているのでヘッジの有効性の判定は省略しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

6. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度と前払退職金制度の選択制を採用しております。

確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

(2) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産	26,911千円	2,252千円

(注) 上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

内容につきましては、「連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」をご参照ください。

(貸借対照表関係)

※1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
建物	82,221千円	77,515千円
土地	142,730	142,730
投資有価証券	43,424	55,439
合計	268,377	275,685

(2) 上記に対する債務

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
短期借入金	5,224千円	107,461千円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	238,200	147,978
合計	243,424	255,439

※2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
短期金銭債権	440,303千円	395,628千円
短期金銭債務	37,655	36,029

※3. 事業年度末日満期手形等

事業年度末日満期手形等の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休業日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当該手形等の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
受取手形	15,387千円	14,029千円
電子記録債権	9,245	18,987
合計	24,632	33,016

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,515,070千円	1,402,827千円
仕入高	537,211	446,649
営業取引以外の取引による取引高	883	575,901

※ 2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度70%、当事業年度70%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度30%、当事業年度30%であります。

販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
給与手当及び賞与	430,018千円	390,708千円
荷具・運賃	192,864	179,123
減価償却費	43,816	50,257

(有価証券関係)

前事業年度 (2022年12月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額は1,604,119千円) は、市場価格がないため、記載しておりません。

当事業年度 (2023年12月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額は1,104,119千円) は、市場価格がないため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	47,458	108,324千円
投資有価証券評価損	55,491	55,491
減損損失	41,361	41,361
棚卸資産評価損	40,519	36,619
原価差額調整額	—	21,755
減価償却費	18,628	18,069
会員権評価損	12,998	11,890
長期未払金	7,689	4,999
貸倒引当金	3,069	3,066
資産除去債務費用	1,937	1,425
その他	1,913	2,088
繰延税金資産 小計	231,068	305,092
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△22,618	△105,946
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△181,274	△195,917
評価性引当額	△203,892	△301,864
繰延税金資産 合計	27,176	3,228
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△264千円	△976千円
繰延税金負債 合計	△264	△976
繰延税金資産及び負債 (△) の純額	26,911	2,252

なお、土地再評価差額金に係る繰延税金資産相当額については、繰延税金資産として計上しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	34.4%	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.7	税引前当期純損失が
住民税均等割	12.3	計上されているため、
評価性引当額の増減	△38.1	記載しておりません。
土地再評価差額金	△12.6	
その他	0.0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△9.7	

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表 注記事項 (収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(新株予約権付社債の繰上償還)

内容につきましては、「連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	559,605	2,777	220	37,033	525,128	1,514,667
	構築物	13,900	—	0	1,165	12,735	248,639
	機械及び装置	229,793	75,363	2,092	47,535	255,528	1,370,451
	車両運搬具	10,347	1,240	0	3,923	7,664	20,846
	工具、器具及び備品	39,031	2,639	42	12,422	29,205	353,575
	土地	951,450 [△81,306]	—	—	—	951,450 [△81,306]	—
	リース資産	2,376	—	—	712	1,663	1,900
	建設仮勘定	1,707	7,156	8,864	—	—	—
	計	1,808,211 [△81,306]	89,176	11,219	102,792	1,783,376 [△81,306]	3,510,081
無形固定資産	リース資産	81,946	—	—	15,076	66,869	—
	その他	38,446	1,640	—	11,020	29,066	—
	計	120,392	1,640	—	26,097	95,935	—

(注) 土地の「当期首残高」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄の[]内は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日法律第34号）により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	9,110	160	195	9,074

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 _____ 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第60期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）2023年3月31日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年3月31日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第61期第1四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）2023年5月12日近畿財務局長に提出。

第61期第2四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月10日近畿財務局長に提出。

第61期第3四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月14日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2023年4月5日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2023年9月15日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社又は特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年3月28日

日本パワーファスニング株式会社

取締役会 御中

虎ノ門有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 洪佐 寿彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 健一
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本パワーファスニング株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本パワーファスニング株式会社及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益認識における売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、会社はこれらに関する収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。なお、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識している。 売上高は、経営者及び財務諸表利用者が重視する指標の一つであり、大量の取引の集合体で利益の最も重要な源泉といえる。この点、過去実績の状況から期末月の売上は他の月の売上と比較して多額となる傾向にあることに加えて、2023年8月10日に業績予想の修正を行っており、当該業績予想の達成に対するプレッシャーも潜在的に存在することから、履行義務の充足時点が適切な会計期間に処理されない場合、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。 以上から、当監査法人は、会社の期末月における売上高の期間帰属の適切性の検討が、当連結会計年度において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、会社の売上高の期間帰属の適切性を検討するにあたり、収益認識に関する会計方針を理解するとともに、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 会社の売上高の計上プロセスを理解し、その内部統制の整備及び運用状況の評価を実施した。 ・ 売上高の期間帰属の適切性を検討するため、期末月の売上高から監査人が重要と判断した取引を抽出し、注文書に基づき履行義務が充足する時点について検討するとともに、送り状、出荷リストなどの証憑と突合し、履行義務が充足しているかを確認した。 ・ 売上高の期間帰属の適切性を検討するため、翌月初の売上取消取引を通査し、異常なものがないかを検討した。 ・ 会社の売掛金について、残高確認を実施し、売掛金残高と顧客からの回答情報との整合性を検討した。

その他の事項

会社の2022年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2023年3月30日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本パワーファスニング株式会社の2023年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本パワーファスニング株式会社が2023年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月28日

日本パワーファスニング株式会社

取締役会 御中

虎ノ門有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 洪佐 寿彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 健一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本パワーファスニング株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本パワーファスニング株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益認識における売上高の期間帰属の適切性
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（収益認識における売上高の期間帰属の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の事項

会社の2022年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2023年3月30日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年3月29日
【会社名】	日本パワーファスニング株式会社
【英訳名】	JAPAN POWER FASTENING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安田 正利
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府箕面市船場西1丁目8番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 安田正利は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2023年12月31日を基準日として行っております。

評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定し、選定された業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の2／3を超えている当社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年3月29日
【会社名】	日本パワーファスニング株式会社
【英訳名】	JAPAN POWER FASTENING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安田 正利
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府箕面市船場西1丁目8番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 安田正利は、当社の第61期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。